柏市議会令和８年第３回定例会会議録（第２日）

○

令和８年９月８日（火）午後１時開議

議事日程第２号
　日程第１　質疑並びに一般質問

本日の会議に付した事件
　議事日程に同じ

出席議員（３４名）

１番	矢澤英雄　君	２番	田口康博　君
３番	福元　愛　君	４番	若狭朋広　君
５番	内田博紀　君	６番	永山智仁　君
７番	上橋しほと　君	８番	北村和之　君
９番	小川百合子　君	１０番	村越　誠　君
１１番	渡邉晋宏　君	１２番	桜田慎太郎　君
１３番	平野光一　君	１４番	武藤美津江　君
１５番	佐藤　浩　君	１６番	林　紗絵子　君
１８番	渡辺裕二　君	１９番	伊藤　誠　君
２０番	小松幸子　君	２１番	塚本竜太郎　君
２２番	阿比留義顯　君	２３番	円谷憲人　君
２４番	後藤浩一郎　君	２５番	末永康文　君
２６番	渡部和子　君	２７番	山田一一　君
２８番	松本寛道　君	２９番	岡田智佳　君
３０番	中島　俊　君	３１番	林　伸司　君
３３番	田中　晋　君	３４番	助川忠弘　君
３５番	古川隆史　君	３６番	坂巻重男　君

欠席議員
　な　し

説明のため議場へ出席した者
　〔市長部局〕

市長	太田和美　君	副市長	染谷康則　君
副市長	山田大輔　君	上下水道事業管理者	飯田晃一　君
危機管理部長	熊井輝夫　君	総務部長	鈴木　実　君
企画部長	小島利夫　君	財政部長	恒岡厚志　君
広報部長	吉田みどり　君	広報部理事	宮本　等　君

市民生活部長	永塚洋一君	健康医療部長	小倉孝之君
健康医療部理事	真田理江君	健康医療部理事	岡村秀明君
福祉部長	矢部裕美子君	こども部長	依田森一君
環境部長	稲荷田修一君	経済産業部長	松澤元君
都市部長	坂齊豊君	都市部理事	平久和則君
土木部長	内田勝範君	消防局長	本田鉄二君
会計管理者	田口大君	上下水道局理事	後藤義明君

〔教育委員会〕

教育長	田牧徹君	教育総務部長	中村泰幸君
生涯学習部長	宮本さなえ君	学校教育部長	平野秀樹君

〔選挙管理委員会〕

事務局長	山岡康宏君

〔農業委員会〕

事務局長	関野昌幸君

〔監査委員〕

代表監査委員	中山浩二君	事務局長	渡会美保君

職務のため議場へ出席した者

事務局長	渡邊浩司君	次長兼議事課長	石田清君
議事課課長補佐	藤井淳君	議事課係長	坂田智文君
議事課係長	松沢宏治君	議事課主任	野方彩加君
議事課主事	和田美優君	議事課主事	川﨑真奈君
議事課主事	長瀬めぐみ君		

○

午後　１時開議

○議長（坂巻重男君）　これより本日の会議を開きます。

○議長（坂巻重男君）　日程に入るに先立ち報告をいたします。

議会運営委員の辞任及び選任についてでございますが、会議システム内のデータのとおり、委員の辞任を許可し、また委員会条例第８条第１項の規定により、議会運営委員に指名いたしましたので、報告いたします。

○議長（坂巻重男君）　日程に入ります。

○

○議長（坂巻重男君）　**日程第１、議案第１号から第39号についての質疑並びに一般質問**を行います。

発言は、抽せん順に許します。

なお、発言者、松本寛道さんから、質疑並びに一般質問を辞退する旨の申出がありました。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。スクリーンに資料を表示する際は、表示や画面を戻す等の発言をお願いいたします。また、３問制で行う場合には、その旨２問目冒頭で述

べてください。なお、１問目で触れていない項目は２問目以降で触れられませんので、御注意願います。

執行部にお願い申し上げます。答弁は、簡潔、明瞭にお願いいたします。反問権は10分以内とし、議員の持ち時間には含めません。「反問します」、「反問を終了します」と申し出てください。なお、質問と関係のない反問は認められませんので、御注意願います。

発言者、小川百合子さん。

〔９番　小川百合子君登壇〕

○９番（小川百合子君）　公明党の小川百合子です。質問に先立ち、８月13日、千葉豪雨でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。８月13日のみならず、９月６日の豪雨でも不眠不休で災害対応に当たられ、現在も御対応されている市職員の皆様の御労苦に心より感謝申し上げます。

それでは、通告に従い質問させていただきます。市長の政治姿勢について。妊活健診支援事業と民間アプリについて伺います。千葉県が10月から開始する妊活健診支援事業は、早期の不妊検査費を助成するものであり、経済的負担の軽減において大切な取組です。しかし、行政の広報だけでは最も情報が届くべき20代､30代の若い世代へ十分に認知されない懸念があります。柏市では既に独自のプレコンセプションケア事業、先進医療助成事業を展開していますが、これら柏市独自の支援策と新しく始まる県の支援策をバラバラに発信するのではなく、若い世代が日常的に利用できる民間デジタルツールを介して一体的に届けることができるのではないでしょうか。既に多くの利用者を持つ民間デジタル健康管理アプリのサービスを行政施策として活用する取組が全国でも見られます。本市と同じ中核市である宇都宮市では、2024年10月に民間との連携協定を締結し、女性の健康情報サービスの有料機能を市民に無償提供しています。その後、さらに2026年6月には栃木県も同社と連携協定を締結し、県と市が連携した取組へと広がっています。そこで伺います。スマホ世代の若者に既に高い利用率のある民間の健康管理アプリを活用することでそれぞれの事業の効果を最大化させることができると考えますが、お考えをお聞かせください。次に、訪問型家事、育児支援について２点伺います。令和４年に成立した改正児童福祉法が令和６年４月から施行され、子育て家庭に対する包括的な支援体制の強化が図られました。この改正では母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行う子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が新たに創設されました。特に注目したいのが子育て世帯訪問支援事業です。こども家庭庁では、家事、育児等を支援することで養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。妊娠期から産後は心身の負担が大きい一方、核家族化や地域とのつながりの希薄化などにより、身近に家事や育児を頼める人がいない家庭もあります。産後支援は授乳相談など専門的なケアに目が行きがちですが､食事を作ってほしいなどの日常生活に直結する支援へのニーズも大変重要です。流山市では、産後ドゥーラ等を活用した育児支援サービス事業を行っております。そこで伺います。１点目に、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、柏市において妊娠期から産後、子育て期における訪問型の家事、育児支援をどのように位置づけ、今後どのように充実させていくのか、お聞かせください。２点目に、市ではこども相談センターにおいて会計年度任用職員として家事・育児支援訪問員を募集しています。この訪問支援は、家事や育児に不安を抱え、支援が必要と判断された家庭に入り、家事支援、育児援助等、重要な役割であると認識しています。厚生労働省は本年４月の大臣会見において家事支援の新たな技能検定を創設する方向を示してお

りますので、今後はその質や専門性、信頼性を社会全体で高めていこうとしているものと受け止めています。今後柏市でも家事や育児などの訪問支援が必要な家庭のニーズが高まると考えています。専門知識を持つ人材の活用についてのお考えをお聞かせください。次に、骨髄バンクドナーについて２点伺います。現在骨髄バンクドナーは、全国で約56万人の方がドナー登録をされていますが、その半数以上を40代、50代が占めています。骨髄バンクドナーは55歳の誕生日で対象から外れるため、今後10年間で全体の４割に当たる約23万人もの方が対象から外れていくという現実があります。白血病や再生不良性貧血など血液疾患に対する治療として骨髄、末梢血幹細胞移植は大変重要な治療法です。しかし、血縁関係のない患者さんとドナーのＨＬＡ型が適合する確率は数百から数万分の１とされており、一人でも多くの方にドナー登録をしていただくことが必要です。一方で、骨髄バンクの大きな課題となっているのが若い世代のドナー登録です。柏市においても45歳以上のドナー登録者が多くを占め、今後若年層のドナー登録拡充を課題として認識していると承知しています。柏市では、骨髄等を提供された市民に対し、通院や入院等の日数に応じて１日２万円、７日を上限とした助成を行っています。また、実際の提供に至った方だけでなく、最終同意を行った後、患者さんの容体など何らかの事情によって提供が中止になった方についても対象としていること、さらにドナー休暇を認めた事業所にも助成を行っていることは、ドナーを支える上で大変重要な取組であると評価しております。そこで伺います。１点目に、本市における骨髄ドナー助成制度の利用実績について、ドナー本人及び事業所への助成件数についてお聞かせください。２点目に、柏市では10月の骨髄バンク推進月間における啓発や学校を通じた普及啓発、献血キャンペーンなどにも取り組まれています。これまでの取組の評価と、特に課題としている若年層へのドナー登録拡大についてどのように取り組んでいるのか、お聞かせください。次に、障害者グループホームについて伺います。障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには障害福祉サービス事業所における支援の質の確保と権利擁護が重要です。一方で、こうした生活の場は外部から日常の支援状況が見えにくい側面もあります。虐待や不適切な支援を未然に防止するために、書類や記録の確認だけでなく、実際の支援現場に目を向け、職員や利用者の声、事業者の組織風土なども含めて把握していくことが重要であると考えます。そこで３点伺います。柏市では障害福祉サービス事業所等に専門家を派遣する障害者虐待防止サポートチーム派遣事業を実施しています。１点目に、これまでのサポートチーム派遣事業をどのように評価し、今後の取組に展開していくのか、お聞かせください。２点目に、この事業は事業所からの申請を基本としていますが、支援を必要としている事業所ほど自ら手を挙げにくい場合も考えられます。今後柏市が必要性を把握した事業所に対し積極的に働きかけるアウトリーチ型の取組についてお聞かせください。３点目に、運営指導について、書類上の基準を満たしているという確認だけでは把握することが難しい課題もあります。支援現場の雰囲気など、現場を見るという視点を今後どのように強化していくのか、お聞かせください。次に、障害児18歳の壁について。医療的ケアを必要とする子供たちが成長し、18歳を迎えた後、医療、福祉、教育などの支援が途切れることなくつながっていくことが大変重要です。令和８年７月に医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の一部を改正する法律が公布され、令和９年４月１日から施行されます。今回の改正では、これまでの医療的ケア児とその家族を中心とした支援から支援対象を18歳以上の医療的ケア者や重症心身障害者などにも拡大し、法律の名称も医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律へと改められます。切れ目なく地域で

必要な支援を受けられるよう必要な措置を講ずることが新たに明記されました。そこで伺います。今回の法改正を柏市としてどのように受け止め今後につなげていくのか、お聞かせください。次に、若白毛地先横断排水管路改良工事について２点伺います。１点目に、若白毛地先の横断排水管路について、これまでの調査でどのような状況や課題が確認され今回の改良工事に至ったのか、その経緯について、また今回の具体的な工事内容、今後のスケジュール及び完成時期についてお聞かせください。２点目に、若白毛の改良工事は、排水管の老朽化も原因とお聞きしましたが、柏市内について下水管の状況、点検調査、改修状況はどうなっているのか、お聞かせください。次に、動物愛護について伺います。人と動物との共生推進に関するアンケートは、市民のリアルな課題認識や現状を計画づくりに生かすことを目的に、無作為に抽出された1,000名の市民を対象に実施されました。この結果を受け、検討懇談会ではアンケート結果を踏まえた課題の再整理や解決に向けた方向性の議論が重ねられてきたと承知しております。そこで伺います。この市民アンケートを通じて市民の皆様からどのような課題やニーズをつかみ取られ、またそれらの声は現在策定を進めている未来ビジョン骨子案においてどのような施策や取組の方向性として反映されるのか、お聞かせください。

次に、上大津川改修について伺います。今回の千葉豪雨での住家被害は、柏市内、９月７日時点で床上159件、床下95件、中でも資産税課で９月７日時点の被害の多かった高柳地域の罹災証明書申請後の家屋調査の結果をお聞きしましたところ、床上浸水が85件、床下浸水29件と生活に大きな影響が及び、上大津川流域では過去にない浸水被害が発生しました。私も過去２度にわたって上大津川の改修や進捗について質問をさせていただきました。また、14日までの積算雨量は、手賀分署において１時間最大92ミリという極めて激しい雨が観測されました。市の計画では上大津川の河道を拡幅し、流下能力を高めることによって１時間雨量約50ミリまで対応できる河川整備を進めております。そこで伺います。今回の豪雨において水位や流量、今回想定を超える豪雨によってどこが課題として見えてきたのか、また越水の状況、上大津川に流れ込む水路等の雨水排水施設、どこにボトルネックが生じたと分析しているか、また河川改修や橋梁の架け替えなどが進められたが､現在の進捗状況と完成までの見通しについて伺います。次に、調整池について２点伺います。柏市では８月13日から14日の豪雨で市内全域に警戒レベル５、緊急安全確保が発令され、南部地域では地域住民から改めて雨水排水施設や調整池の機能について不安の声が寄せられました。その中で、しいのき台調整池は松戸市との維持管理協定に基づき松戸市が管理していると認識していますが、住民からは今回の大雨の際、調整池は本来の機能を十分に果たしていたのか、ふだん誰がどのように管理しているのかなど不安の声が寄せられました。そこで伺います。１点目に、しいのき台調整池について、柏市と松戸市との維持管理協定のしゅんせつ、点検、清掃、除草等を含め具体的な管理区分についてお示しください。２点目に、今回の豪雨時、この調整池の流入量や水位、放流状況などを市は把握しているか、また計画されている雨水貯留機能を十分に発揮したと評価しているのか、お聞かせください。次に、各種申請について伺います。豪雨により被災された市民の方々は、浸水した家屋の片づけや修繕、車両や家財の被害への対応など、現在も生活再建に向けて大変な御苦労をされています。市では罹災証明書の発行をはじめ固定資産税や市、県民税、国民健康保険料、介護保険料、水道料金などの減免、様々な御苦労をされております。市では災害時コールセンターを設置し、市民が支援制度にたどり着きやすくする取組も進めました。一方で、実際に被災された市民からは、罹災証明書が届いた後、それぞれ担当部署に問い合わせ、制度ごとに説

明を受け、必要書類を確認しなければならず、大変だとの声をいただきました。市役所では、例えばお悔やみコーナーのように複数の手続が必要となる場合に、御遺族の負担を軽減するため関係する手続を分かりやすく案内するという考え方があります。災害も同様で、被災すると税、保険、介護、水道、住宅、福祉、ごみなど、短期間に様々な行政手続が発生します。しかも、住まいや家財を失うなど精神的にも身体的にも最も大変なときに手続をしなければなりません。こうしたときは、行政が縦割りを超えて市民を支える仕組みが必要と考えます。言わば災害版ワンストップとして一度の相談で必要な支援制度の洗い出しや関係部署へつなぎ、申請漏れを防止する仕組みを検討すべきと考えますが、お聞かせください。１問目終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの質問に対する答弁、市長。

〔市長　太田和美君登壇〕

○市長（太田和美君）　私からは、妊活健診支援事業と民間アプリに関する御質問についてお答えをいたします。千葉県では、子供を望む方や不妊症の可能性に悩む御夫婦が安心して妊娠や出産の準備を進めることができるよう、また必要な検査や治療に早期につながるよう、令和８年10月より新しく妊活健診支援事業を開始します。事業内容としては２つの事業を予定しており、１つ目は市が県の補助事業として実施する早期不妊検査費助成事業で、２つ目は県が主体となって実施する妊娠や不妊検査、治療に係る情報提供事業です。この２つ目の事業は、早期不妊検査費助成事業をはじめ妊娠、出産に関わる情報の提供を行うものになります。千葉県では、情報提供を進めるに当たり、必要な方に広く情報が届くよう民間の住まい情報のホームページ内に広告を掲載するほか、民間の妊活アプリを活用し、県のホームページに誘導することを予定しています。また、この県のホームページ内で各市町村の取組状況についても周知される予定となっております。千葉県や事業実施をする市町村においても積極的な情報提供を進めていくことを予定しておりますが、市民に必要な情報をよりきめ細かく届けるために、本市においてもホームページや広報かしわ11月号での周知に加え、若い世代にも情報が届くよう、市の公式エックスやインスタグラム、公式ＬＩＮＥでの配信に加え、駅前のデジタルサイネージの掲示等、様々な媒体により周知を図ってまいります。また、プレコンセプションケア、特定不妊治療先進医療費助成事業などの各種施策について、市民の方に分かりやすく一体的に周知できるようホームページの掲載方法等を工夫してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　染谷副市長。

〔副市長　染谷康則君登壇〕

○副市長（染谷康則君）　私からは、千葉県豪雨災害対策の御質問のうち、各種申請に関する御質問についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、被災された皆様がスムーズに各種手続を進めることができる災害時のワンストップ窓口は、１か所での相談で必要な手続を確認でき、申請漏れを防ぐ仕組みとして被災者支援において大変重要であると認識をしております。令和８年８月、千葉豪雨におきましては、災害発生時に災害時コールセンターを設置したものの、速やかな支援に関する相談窓口の設置に至らず、被災された皆様に御不便をおかけし、大変申し訳なく思っております。現在本市におきましては被災者台帳を関係部署間で共有をし、支援を進めているところでございます。例えば罹災証明書を発行時に、要件を満たした方に対して災害見舞金や住宅の応急修理などの各種制度を個別に御案内するなど、申請漏れがないよう努めているところでございます。また、９月１日からはコールセンターによる対応に加え、市役所本庁舎での対面による相談窓口を開設し、生活支援や税、保険料などの減免などに関す

る御質問を相談窓口にて対応をしております。さらに、被害の大きかった高柳地域においては、高柳近隣センターに出張相談窓口を開設し、全庁的な職員の対応体制により被災者に寄り添った支援に取り組んでいるところでございます。議員御案内のワンストップ窓口につきましては、被災された皆様が一日も早く生活再建に取り組めるよう、またお一人お一人に寄り添った支援体制の構築ができるよう、現在進めている防災体制の強化の取組の中でしっかり対応してまいりたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　こども部長。

〔こども部長　依田森一君登壇〕

○こども部長（依田森一君）　私からは、訪問型家事、育児支援についてお答えいたします。訪問型の家事、育児支援を行う子育て世帯訪問支援事業は、家事、育児などに不安や負担を抱える子育て家庭等に対して支援員が家庭を訪問し、家事支援や相談対応等を行う事業であり、令和４年度の児童福祉法の改正に伴い、令和６年４月から制度化された事業でございます。令和５年度まで本事業は養育支援訪問事業として子育てに不安や孤立感を抱える家族などに保育士等が訪問し、養育に関する指導や助言等を含めて行っていたもので、法改正により家事や育児の支援の部分を切り離し、子育て世帯訪問支援事業として創設されたものでございます。御質問の１点目、本市における位置づけや今後の取組についてお答えいたします。本市においては、法改正以前から養育環境に課題を抱える家庭等に対し家事や育児の支援に取り組んでおり、保護者の負担軽減を図ることによって養育環境を整え、児童虐待等のリスクの未然防止を図ってまいりました。支援の対象は、独り親や心身に健康課題を抱える保護者の家庭など、子供の養育に影響が生じている家庭を中心に取り組んでいるところです。また、家事支援などを切り口に保護者との関係性を構築することで家庭内の状況や養育環境を確認することができるなど、子供の養育に関する行政支援に後ろ向きな家庭に対しても効果的な事業であるものと認識しております。一方で、本事業の支援が必要な対象者は計画的な利用が難しく、実施の決定やキャンセルが直前には生じることも多く、支援に当たっては柔軟な対応が求められているところです。本市においても以前は委託事業として家事支援等を行っておりましたが、このような課題に柔軟な対応を図るため、令和６年度から訪問支援員を会計年度任用職員として直接雇用し、貴重な支援の契機を逃さないよう取り組んでおります。今後につきましては、家事や育児の支援を提供できるように、現状では限りがあること、また児童相談所の開設とともにより重篤な家庭への支援が求められることなどから、引き続き関係部署等と連携し、段階的に対象の拡大等を検討してまいりたいと考えております。御質問の２点目、専門知識を持つ人材の活用についてお答えいたします。現在採用している職員は、介護福祉士の資格を有する者を採用しております。支援を必要としている子育て家庭は複合的な課題を抱えているケースも多いため、会計年度任用職員のみで対応することはなく、担当のケースワーカーや心理職と共に同行するなどチームで対応しているほか、訪問前後にはこども相談センター内で支援方針等の協議や共有を図り、適切な支援につながるよう組織的に取り組んでいるところです。妊娠期や子育て期における要支援児童は増加傾向にあり、またヤングケアラーなどの支援も含め、家事や育児の支援のニーズは議員の御指摘のとおり今後も一層高まることが予想されます。そのような中、専門的な知識や経験を有する地域の人材は大変心強く、貴重な存在であると認識しておりますので、積極的な活用を図れるよう検討してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、子育て家庭における様々な課題や養育環境の改善が図れるよう引き続き事業の適切な運用

に努めてまいります。私からは以上でございます。
○議長（坂巻重男君）　健康医療部長。
〔健康医療部長　小倉孝之君登壇〕
○健康医療部長（小倉孝之君）　私からは、骨髄バンクドナーに関する御質問２点と動物愛護に関する御質問にお答えいたします。まず、１点目の柏市における骨髄ドナー助成制度の利用実績についてです。骨髄バンクは、白血病をはじめとする血液疾患のため骨髄移植などの造血幹細胞の移植が必要な患者さんと、それを提供するドナーをつなぐ公的事業です。議員御指摘のとおり、骨髄バンクのドナー登録は18歳から54歳までとされておりますが、全国のドナー登録者のうち約57％が40歳以上であることから、30代以下の若年層のドナー登録の拡大は本市にとりましても重要な課題であると認識しております。また、非血縁者間の白血球型の適合率は数百から数万人に１の確率とされており、多くのドナー登録が必要なことから、制度への理解を深めることも重要な課題であると考えております。本市では、令和元年度より骨髄ドナー助成制度を開始し、骨髄または末梢血幹細胞を提供されたドナー本人とドナー休暇等特別休暇制度の取得を認めた事業所に対して助成金を交付しております。また、対象者の拡大も実施しており、令和３年度に公務員のドナー、令和５年度に骨髄提供の最終同意後に提供が中止となった方も助成対象といたしました。直近３年間の助成実績は、ドナー御本人への助成は令和５年度は３件、６年度は６件、７年度は５件でした。ドナー休暇等特別休暇の取得を認めた事業所に対する助成は、令和５年度は１件、６年度、７年度はともにゼロ件でした。なお、今年度は８月末時点でドナー御本人への助成を４件実施しております。次に、２点目の取組の評価と若年層ドナー登録の拡大に向けた今後の取組についてです。これまでの取組の評価についてですが、助成制度開始以降、特にドナー御本人には着実に助成事業を御利用をいただいており、白血病等の血液疾患の患者さんを救うため、骨髄移植を推進する上でも一定の役割を果たしているものと認識しております。また、これまでの啓発の取組は、公共施設等へのリーフレット配付、ホームページへの掲載、千葉県骨髄バンク推進連絡会と連携した献血実施会場での登録勧奨を実施しています。特に例年10月には骨髄バンク推進強化月間のため、柏駅前デジタルサイネージの活用、商業施設へのポスター配付など、より一層の周知に取り組み、一定の効果を上げてきたものの、若年層に直接アプローチする機会が限られていたという点には課題があると認識しております。そのため、若年層への啓発として今年度新たにＳＮＳを活用した情報発信を実施したほか、今後自動車教習所や薬局、ドラッグストア、大学等へのポスター、リーフレット配付を実施する予定です。また、助成を受けられたドナーを対象にアンケートを実施し、ドナー登録に至る率直な気持ちや提供までのプロセスで感じたこと、骨髄提供を終えた後の気持ちなどを把握いたしました。今後はドナーの方々の生の声を啓発の一環としてお伝えし、骨髄提供を正しく理解していただくことにつなげていきたいと考えております。引き続き若年層に届きやすい啓発手法を継続的に検討、実施し、若年層のドナー登録の拡大、そして一人でも多くの患者さんが骨髄移植を受けられる社会の実現に向けて取組を進めてまいります。次に、動物愛護について、現在策定中の柏市人と動物の共生未来ビジョンの中で、取組の方向性の決定に当たり市民アンケートの結果をどのように反映したのかについてお答えいたします。本市では、動物愛護行政の推進に当たり、地域特性を踏まえた市の課題に計画的に取り組むため、専門家や事業者、市民等から成る懇談会を設置し、議論を重ねてきたところです。このたび市民から広く意見を募るため、令和８年１月、人と動物の共生推進に関するアンケートを実施い

たしました。アンケートでは、無作為に抽出した市民1,000名に対し、570名から回答をいただきました。アンケート結果からは、動物愛護ふれあいセンターの認知度不足や適正飼育の啓発の必要性のほか、様々な課題が浮かび上がりました。中でも動物愛護ふれあいセンターを知らないと回答した方が64%に上るほか、柏市に取り組んでほしいこととして、正しい飼い方の啓発やルールを守らない飼い主への指導がともに50%を超える結果となりました。さらに、市が開設する全ての避難所でペットと共に避難できることを知らない方が85%に上りました。これらの結果を踏まえ、柏市人と動物の共生未来ビジョンでは、市民意識を反映し、センターの認知度向上や適正飼育の推進、ペット防災等を主要施策の一つとして設定することといたしました。今年８月にはビジョンに関するパブリックコメントを実施したことから、本アンケート結果と併せ市民の皆様からの御意見を反映し、人も動物も共に居心地よく暮らせるまち、柏の実現を目指してまいります。私からは以上となります。

○議長（坂巻重男君）　福祉部長。

〔福祉部長　矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君）　私からは、障害者グループホーム及び障害児18歳の壁に関する御質問についてお答えいたします。まず初めに、令和６年度から実施しております障害者虐待防止サポートチーム派遣事業ですが、この事業は障害者虐待の未然防止や早期発見、その後の適切な対応、さらに障害者支援の質の向上を図ることを目的とし、ケース検討や研修を実施しております。サポートチーム派遣事業における評価と今後の取組につきましては、令和６年度、12事業所、参加人数84人、令和７年度、14事業所、参加人数198人と、参加人数は２倍以上増加しており、現場での支援スタッフから管理者に至るまで幅広く受講することで組織全体の権利擁護の意識向上につながってきております。また、派遣後の満足度等の受講者アンケートにおいても満足との評価が８割以上となっており、虐待事案の早期発見等、適切な対応の一助になっていると考えております。今後の取組と展開につきましては、職種や経験に応じた実践的な事例検討を取り入れるなど、工夫しながら事業のブラッシュアップを図り、事業所における虐待防止、権利擁護の体制のより一層の強化に努めてまいります。次に、必要性を把握した事業所に対するアウトリーチ型の取組強化についてです。現在も実施しておりますアウトリーチ型の関わりをより一層強化するために本市が独自事業として展開しているグループホーム等への支援を行う柏市暮らしコーディネーターの活動強化、さらには相談支援専門員等との情報共有などを通じて支援や研修の必要性が高いと本市が把握した事業所に対し、市から積極的に事業の活用を働きかけてまいります。次に、障害福祉事業所における運営指導の中で現場の視点に関する御質問についてです。運営指導につきましては、厚生労働省から示されている指定障害福祉サービス事業者等に係る指導指針に基づき実施しているところでございます。また、議員御指摘のとおり、状況によっては現場を確認する視点も必要と認識しており、障害福祉課の福祉専門職が同行し、利用者の生活状況や支援について、日々の支援記録等に問題がないか連携を取って確認しているところでございます。事業所における支援の質の確保は重要な課題であり、本市といたしましても支援の質の確保及び虐待の未然防止に引き続き取り組んでまいります。続いて、障害児18歳の壁の御質問についてお答えいたします。18歳の壁とは、医療的ケアが必要なお子さんが18歳を迎え、根拠となる法律や支援制度が児童から成人へ大きく切り替わり、それまで受けていた支援が受けられなくなったり、新たな手続や負担が生じる問題でございます。今回の医療的ケア児法の改正では、支援対象者がこれまでの医療的ケア児とその家族

から18歳以上の医療的ケア児であった者及び重症心身障害者並びにそれらの家族にまで拡大され、法律の名称も医療的ケア児等及び重症心身障害者並びにそれらの家族に対する支援に関する法律へと改められました。このことにより、国及び地方公共団体に対して医療的ケア児等が18歳に達した後も切れ目なく地域で必要な支援を受けられるよう必要な措置を講ずることが明記され、本市が課題認識してきた18歳の壁の解消に向けた大きな後押しになるものと受け止めております。これまで本市では、医療的ケアに対し対応可能な地域生活支援拠点ぶるーむの風や医療的ケア児等の総合的な支援施設であるすくすくハウスを開設し、必要な医療的ケアや介護を提供する医療型短期入所が利用できるようになり、介護者である保護者の休息を目的としたレスパイト支援を強化するなど、医療的ケア児が18歳を迎えた後も引き続き地域で安心して暮らせるように全国に先駆けて支援体制の構築に取り組んでまいりました。また、医療的ケア児や重症心身障害児については、特別支援学校等の卒業に当たり児童福祉から成人の障害福祉サービスの移行が必要となることから、地域生活支援拠点等に配置されている医療的ケア児等コーディネーターが本人、家族の状況を踏まえ、医療、教育、福祉の関係機関と調整を行い、卒業後の日中活動の場の確保につなげているところでございます。今後も令和９年４月の法施行を踏まえて、柏市障害児等医療的ケア支援連絡会など関係機関とともに連携しながら必要な支援や体制整備を強化してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　土木部長。

〔土木部長　内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君）　私からは、若白毛地先横断排水管路改良工事と千葉豪雨に関する上大津川調整池についてお答えいたします。初めに、若白毛地先横断排水管路改良工事の経緯及び具体的工事内容についてです。本件は、県道282号線と市道01150号線の交差点部において職員が道路陥没を発見し、令和６年に応急的な修繕を実施いたしました。原因を調査したところ、埋設されている既設の雨水排水管と箱型管渠、ボックスカルバートとの接続部にずれが生じていたため、これに起因する陥没であったと考えております。具体的な工事内容といたしましては、既設管の一部を撤去し、接続部を特殊マンホールに交換し、ずれを解消することで管路の健全化を図るものです。工事のスケジュールといたしましては、現在入札公告を行うための精査を行っておりますが、適正な工期設定を確保するため、本議会で繰越明許費を設定するための補正予算案を提出しております。今後は早期に請負業者が決定できるよう取り組み、令和９年度内の完工を目途に事業を進めてまいります。なお、市内の道路陥没等の点検調査については引き続きパトロール等により巡視を行うとともに、主要道路に関しましては路面下空洞調査などを実施してまいります。次に、上大津川についてお答えいたします。上大津川に関しては、大津川合流部から東武アーバンパークライン横断部までの約１キロメートルを計画区間として、事業費約18億5,000万円で、国庫補助金を活用しながら、流域内にある松戸市との費用協定を締結し、平成28年度より改修を進めております。今回の豪雨では、一部沿岸から水があふれた痕跡が認められ、被害の報告がありました。これは、未改修区間がボトルネックとなり、影響を与えたものと推定しております。特に高柳２号橋の下流付近における被害報告が多かったことから、拡幅された河道から川幅の狭い未改修区間へ流れ込んだことが水があふれた原因であると分析しております。今後改修を進めるに当たって、拡幅された部分と未改修部分には大型土のうを増強するなどの工夫が必要と考えております。改修の状況については、令和７年度末時点で約300メートルの護岸整備が完了しており、令和８年度は約50メートルの護岸工事

を進めております。また、ボトルネックとなっていた２か所の橋梁については、市で施行した上大津川７号橋、千葉県で施行した高柳橋２号橋について、それぞれ架け替えが完了しております。残る未改修区間約700メートルの護岸整備及び２か所の橋梁の架け替え工事については、雨の少ない非出水期に行わなければならないことや橋梁工事は複数年要するなど様々な制約がありますが、令和21年度の完成に向け着実に改修を進めてまいります。次に、しいのき台一丁目の調整池についてお答えいたします。この調整池は、上大津川の浸水被害を軽減するために旧沼南町が松戸市へ事業を委託し、昭和58年に整備が完了し、昭和61年に松戸市に移管された施設です。調整池の管理については、柏市と松戸市の間で維持管理費用に関する協定を締結しており、施設の管理及び点検等につきましては松戸市が実施しております。次に、今回の豪雨時における調整池の流入状況や水位等の把握についてお答えいたします。今回の豪雨による調整池の状況については、設置されたカメラ及び水位計を確認してもらったところ、調整池内に雨水が流入、貯留されていたとの報告を受けております。また、調整池から下流への流出につきましては、流出部の開口を小さくすることにより、調整池から下流へ流出する水量を抑制する構造となっております。しかしながら、後日現場を確認してみたところ、調整池から水があふれた痕跡が見られ、計画貯留量以上の雨水が流入し、一部の水が調整池からあふれたものと考えております。貯留量を直ちに増やすことは難しいですが、計画貯留量確保のために調整池内のしゅんせつについて検討してまいります。今後は下流部に当たる上大津川の改修を着実に進めていくとともに、松戸市と連携してしゅんせつの検討と調整池の適正管理に努め、浸水被害の軽減を図ってまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　上下水道局理事。

〔上下水道局理事　後藤義明君登壇〕

○上下水道局理事（後藤義明君）　私からは、柏市内の下水道管の老朽化の状況、点検調査、改修状況についてお答えいたします。本市の公共下水道は昭和35年に整備を開始しており、設置後50年を経過する老朽管が年々増加しております。この状況に対応するため、平成30年より下水道管路の計画的な調査、点検と改修の業務をパッケージ化した包括的民間委託を導入し、従来の不具合が発生してから対応する事後保全型の維持管理から施設の老朽化や損傷が進行する前に計画的に点検、修繕を行う予防保全型の維持管理へと転換を図っております。第１期包括委託では、布設後35年を経過する管約700キロについて調査、点検を実施し、緊急度の高い劣化部分約2.7キロについては改修工事を行っております。現在実施中の第２期包括委託においても令和５年からの５年間で既設管約513キロの調査、点検を実施し、約６キロの改築工事が完了する見込みです。また、昨年１月の埼玉県八潮市における道路陥没事故を受け、下水道管路における特別重点調査を実施し、直径２メートル相当以上の下水道管や硫化水素が発生しやすい箇所等について緊急点検を実施いたしました。この中で緊急度が高いと判定された38か所について順次改築や修繕を実施してまいります。今後も計画的な調査、点検、改修を継続し、安全な下水道管の維持管理に努めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　第２問、小川百合子さん。

○９番（小川百合子君）　御答弁ありがとうございました。それでは、上大津川なんですけれども、上大津川は今回とても甚大な被害になった、流域の方々には本当にいまだかつてない被害となりましたけれども、今後松戸市や千葉県と連携して治水強化というのを行ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。既に上大津川の整備に当たっては、先ほど御答弁しましたとおり、橋梁について県にやっていただいたり、整備に当たっては松戸市との費用の協定を結んで進めてきたところですけども、今回の被害も踏まえて、さらに県と、あと松戸市と連携を深めて上大津川の整備を進めていきたいと考えております。以上です。

○９番（小川百合子君）　ありがとうございます。そういう松戸市や千葉県と連携協定、関係機関と連携していただいて、適切な管理、１問目にもお答えいただきましたけれども、それをまた周辺住民に分かりやすく情報提供していただきたいなというふうに思うんですけれども、そのことによって住民の不安解消につながると考えますけれども、いかがでしょうか。

○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。確かにおっしゃるとおり調整池などの管理状況ちょっと分かりづらいということもございましたので､改めて松戸市と柏市で連携しながら、そういった適切な管理を進めるとともに、周知についても広く分かってもらうように取り組みたいと思います。以上です。

○９番（小川百合子君）　ありがとうございます。回覧板なんかも利用しながら、住民にまた情報などの共有とか周知のほうをよろしくお願いしたいと思います。続きまして、各種申請についてなんですけれども、資料はたくさん、本当にコールセンターなんかも立ち上げたり、また高柳近隣センターで相談窓口も開いてくださったりしていますけれども、高齢者とかデジタルが苦手な方にとっては自らホームページを調べるとか、なかなか出向くことも難しいという方もいらっしゃるので、福祉部などと連携もしながら、今後アウトリーチの支援というのもできるかと思いますが、御検討お願いしたいと思いますけれども、副市長、いかがでしょうか。

○副市長（染谷康則君）　本当に被災された皆様にどのような情報をお届けして生活再建していただくかってとても重要です。市の中も様々な項目ごとに細分化されて担当が決まっているということで、どうしてもお問合せ先がいろいろなところに分かれてしまうというところをどう解決するかということになりますので、先ほどもちょっと御答弁の最後のところでお話をしましたけども、今後そういう災害時の強化という部分においてどういう体制で、先ほど言ったデジタルが苦手な方にはどう情報をお伝えするかというところも含めてしっかりと検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○９番（小川百合子君）　ありがとうございます。よろしくお願いします。

続きまして､訪問型家事支援についてなんですけれども､家事支援訪問員なんですけれども、先ほど御答弁にもありましたけど、そういう支援を要する家庭が今後増えることも想定して市内の家事、育児支援の専門人材を活用する、そして家庭のニーズに応じて家事、育児だけじゃなくて、また相談とか傾聴もできるという人材もおりますので、そういった人材も組み合わせて支援していただいて、柔軟な仕組みを今の段階から検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○こども部長（依田森一君）　お答えいたします。地域の家事、育児専門人材、こちらのほうお力をいただきまして、そういった御家庭に支援をしていきたいというふうに考えておりますので、制度設計等につきましては今後検討していきたいと考えております。以上です。

○９番（小川百合子君）　ありがとうございます。本当におっしゃるとおり、柏市にもたくさんの人材がいると思います。流山市では育児支援等サービス事業というのを実施しておりまして、その中に11の事業所等と契約して、その中に産後ドゥーラと言われる人が７人いるということで、産後ドゥーラというのは妊娠とか出産、産後の母体、新生児の育児、家事支援、傾聴

などを体系的に学んで、産後の家庭に入って家事と育児の双方を支えるという人材でございますので､本当にオールマイティーな人材だというふうに思っておりますので､こういった人材、柏市内にもおりますので、ぜひ活用していただければと思います。よろしくお願いします。続きまして、骨髄バンクドナーなんですけれども、若年層への啓発というところで重要性は本当に柏市としても認識をされているというふうに思っています。本当に柏市、柏の葉には大学とか研究機関とか高度医療機関、企業などが集積しておりますので、若年層のドナー登録増加を実現できる大きな強みがあるんじゃないかなというふうに思います。例えば柏の葉の大学内で国立がん研究センターもございますので、そういった専門家の協力もいただきながら、学ぶ機会とか、あとドナー登録会なんかも実施していただいて、全国の調査でも大学域で啓発を行うととても登録者が増えるという、そういうデータも出ているそうなので、ぜひ柏の葉をモデルとして、また検証していただいて、そこからまた柏市内の他大学とか専門学校とか企業なんかに広げていけるんじゃないかなというふうにも思っておりますが、いかがでしょうか。

○健康医療部長（小倉孝之君）　お答えいたします。議員御指摘のとおり、柏の葉エリアは学術機関が集積しておりまして、若い世代の方が多く集う本市ならではの強みを持つ地域であると認識しております。実効性のある取組の一つの起点として柏の葉エリアが大きな可能性を持つ地域であるという議員の御指摘は、大変貴重な視点であると受け止めております。若年層のドナー登録拡大は、柏の葉エリアに限らず、市内の各地域にお住まいの皆様にも同様に関心を持っていただきたい取組です。まずは市内のどの地域にお住まいの方であっても制度を知り、行動につなげていただける環境を整えることが必要であると考えております。引き続き議員から御提案いただいた提案を参考にしまして、地域の特性を生かした取組と市全体を見据えた普及啓発の両立を図りまして、若年層のドナー登録拡大に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○９番（小川百合子君）　ありがとうございます。次に、動物愛護なんですけれども、動物愛護行政の最前線で日々健康医療部、動物愛護ふれあいセンターの皆様は、収容された動物たちの健康管理や新しい飼い主への譲渡活動、さらには市民からの多種多様な相談の対応など真摯に取り組まれております。現場が直面する課題は複雑化、多様化しております。解決が難しい局面も増えているのが現状だと思いますけれども、今後とも人と動物が調和して暮らせる未来の柏市を目指して取組をどうぞよろしくお願い申し上げます。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　以上で小川百合子さんの質疑及び一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君）　暫時休憩いたします。

午後　１時５９分休憩

○

午後　２時１０分開議

○議長（坂巻重男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、渡邉晋宏さん。

〔11番　渡邉晋宏君登壇〕

○11番（渡邉晋宏君）　皆さん、こんにちは。柏清風、農業党、渡邉でございます。そして、こちらを中継だったりユーチューブ等で見ていただける柏市民の皆様、そして日本全国民の皆

様、引き続きよろしくお願いいたします。
それでは、通告に従いまして一般質問させていただきます。今回も質問より提案型でいきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まずは農業行政についてお伺いいたします。資料お願いいたします。今年度より柏市は、農業者の方に独自の補助金等をつけていただきました。誠にありがとうございます。ここで１点質問いたします。画面戻してください。今年度独自に入れていただいた補助金についてでございますが、現在の応募状況だったり、進捗状況等をお聞かせください。続いてでございます。持続可能な慣行農業、有機農業についてでございます。現在柏市は都市農業と言われておりまして、慣行農業でしたり有機農業でやられている農家さんいらっしゃいます。有機農業をやることによって付加価値が上がって農業所得が上がるという、そういう一面もございます。ここで１点、有機農業をやった場合の売り先の一つとして、学校給食等もこの議場でもよくお話に出ますので、ちょっと私なりにまとめてみましたので、資料をお願いいたします。よくお話に出る千葉県のいすみ市です。いすみ市は、よく100％有機農業でやられているという実例がございますので、こちらを柏市に人口比率でスライドしたときのざっくりした計算なんですけど、いすみ市は児童生徒数2,300人です。柏市で計算すると約３万3,000人、教員の方も入れるとちょっと増えると思うんですが、約14倍でございます。いすみ市は年間で42トン有機米を使用しているそうです。これを柏市にスライドすると588トンになります。これも計算的に14倍にした数でございます。御飯の給食の月平均は、これはいすみ市をベースにしていますので、柏市と正確に一致するか分かりませんが、同条件だとして、いすみ市だと42トン作るのに約17.5ヘクタール、柏市ですと約245ヘクタールの面積が必要となっております。それを柏市の現在の状況に置きますと、柏市の水田の面積は約800ヘクタールと言われております。そのうち、もし有機栽培で全て賄うとすると245ヘクタール、約３割でございます。柏市は、水田の状況によりまして、囲まれている地域では有機農業を分けてできることはあると思うんですけど、北新田のほうだったり北部地域だったり布瀬のほう、大体平らな地域では様々なやり方、慣行農業ではヘリコプターを使った空中散布等もございます。まずは有機栽培をすることによって、まず収穫量が半分になります。それを農家さんが本当にやるのか。それにつきまして、例えばそれが倍で売れるとしても本当にやってくれるか、そういう農家さんたちに対してやっぱりもう少しヒアリングだったり、もちろんやりたい農家さん、やりたくない農家さんいると思いますので、そこはうまくマッチすれば未来的にはできるのかもしれませんが、現在は段階的に進めていくのがいいんじゃないか、売り先としても段階的に進めていくのがいいんじゃないかと私は考えております。画面閉じてください。ここで１点お伺いいたします。現在市として慣行農業、有機農業についてどのような見解をお持ちか、お聞かせください。
続いて、子供行政についてお伺いいたします。資料お願いいたします。子供支援についてですが、現在柏市で妊娠された方は、スマートフォンだったりパソコンで市のホームページに飛んで妊娠したらみたいなのを検索すると、こういう画面が出てきます。今回質問したいのは母子手帳の発行時でございます。画面閉じてください。ここで１点お伺いいたします。妊娠された方は、柏市の母子手帳を発行する際、どのような支援対策あたり様々な情報をお伝えされておりますでしょうか。現在の状況をお聞かせください。
続いて、消防行政についてお伺いいたします。まず、先日、８月ですか、大島田のほうで火災がございました。我々消防団員は、火災が起こると一斉にＬＩＮＥで飛んできます。たまた

ま私も当日市役所にいて、確実にＬＩＮＥが来たら絶対火事か、誤報という場合があるので、そこは地域の方にすぐ確認するんですけど、ちょうど市役所の６階から沼南地区のほうを眺めてみると黒煙が上がったので、これは間違いない、火事だということで、私もその現場に出動しました。出動した際は、もちろん消防局の方、沼南署から近い方だったりはすぐもう消火に入っていたんですけど、全然間に合っていなくて、様々な、第４方面、第５方面の方は急に集まり、消防署の方よりもっと後ろで消火栓から引っ張って実際に放水活動を行いました。その際にちょっと感じたことがございますので、ここで１点お伺いいたします。消防団は様々な、４月から春季訓練だったり規律訓練、秋も秋季訓練、そして春だったりも出初め式の訓練だったり様々ございますが、実践的な訓練等を今後市はどのようにお考えか、消防局の御見解をお聞かせください。続いて、先日の千葉県の豪雨の件でございます。今回被災された皆様、心よりお見舞い申し上げます。そこで、１点お伺いいたします。消防団員は、今回は自宅待機、出動待機みたいなことで命令が出たと思います。実際に出動された分団さん等もしございましたら、ぜひお聞かせください。続いて、消防団の福利厚生についてでございます。資料お願いいたします。先日発表されました柏市消防団応援の店募集中ということで、様々な地域の方の御協力をいただき、少しずつ増えていただいている段階だと思います。先日ＳＮＳでも消防団の方がこの応援の店に行ってというのを上げている投稿を見ました。ここで１点お伺いいたします。画面戻してください。様々な消防団員の方、そして御家族に対して様々な支援と地域の皆様で一緒に盛り上げていく活動、そういうことを現在お考えでございましたら、ぜひお聞かせください。

続いて、スポーツタウン柏についてでございます。資料お願いいたします。柏市ではスポーツタウン柏を掲げて様々なスポーツ等をやられていると思います。そこで、１点お伺いいたします。柏市を拠点に活動するラグビーチーム、丸和ＭＯＭＯＴＡＲＯ’Ｓさんは、これまで地域の活動やスポーツ振興など､柏市において様々な地域活動を行ってきたと思います｡一方で、リーグワンの参入に向け柏市をホストタウンとして活動していくことを希望していたものの、実現には至らなかった経緯がございます。そこで、お伺いいたします。これまで丸和ＭＯＭＯＴＡＲＯ’Ｓさんが柏市で行ってきた地域貢献について、市としてどのように評価をしているのか。また、チームの活動を通じて子供たちがラグビーをはじめとしたスポーツに触れる機会を確保していくことは柏市のスポーツ振興の観点からも重要であると考えます。今後丸和ＭＯＭＯＴＡＲＯ’Ｓさんの将来的なホストタウン化について市は現在どのようにお考えでしょうか。さらに、東葛地域で活動する他のスポーツチームとも共存、連携しながら、子供から大人までスポーツに親しめる環境をつくっていくことが大事だと思いますが、現在の市のお考えをお聞かせください。画面戻してください。以上で１問目になります。御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの質問に対する答弁、経済産業部長。

〔経済産業部長　松澤　元君登壇〕

○経済産業部長（松澤　元君）　私からは、農業行政に関する御質問２点についてお答えいたします。初めに、農業者支援に関するお尋ねですが、御質問にございました農業用機械導入等支援事業補助金につきましては、昨年度に改定いたしました柏市都市農業振興計画に基づき、新たな農業者支援策の一つとして本市独自に創設した補助制度でございます。具体的には本市における都市近郊農業の持つ強みを生かしつつ、農業が有する公益的な機能を維持するととも

に、農業者の生産性の維持向上を図ることを目的に、農業用機械の導入及び農業用ハウスの再整備に要する経費について３分の１以内、50万円を上限として補助するものとしており、それまで同種の補助事業では農産物直売所を主な販路とする農業者などを対象としていなかったことに加え、国や県の補助事業においても特に小規模並びに中規模の農業者が活用できる補助制度が限られている状況にあったこと等を踏まえ、より多くの農業者が活用しやすくなる仕組みを目指したところでございます。本事業の進捗でございますが、本年８月に市農業委員会の農家台帳に登録されている約2,400件の農業者に対し、補助事業の周知とともに活用の意向調査を実施し、これまで58件の要望を頂戴したところであり、現在これら要望のございました各農業者の取組に関し個別に当該補助事業の必要性や取組内容等を精査するなど、鋭意補助対象者の選定を進めているところであります。なお、現時点において今年度の予算規模を超える活用の意向を頂戴しておりますが、当該補助事業に係る成果や補助事業実施上の課題等を十分に検証しつつ、引き続き円滑かつ効果的な実施のために必要な改善に努めてまいります。次に、慣行農業と有機農業についてお答えいたします。本市の農業は、都市近郊という立地を生かし、安全で質の高い農産物を消費者に供給しつつ、同時に地域経済を支える重要な産業であるとともに、地域における貴重な緑地空間としての大きな役割も果たしてきました。そうした中で長年培われてきた慣行農業は、高度な生産技術と計画的な防除管理により安定した品質と供給量を確保し、市民の日常的な食の安全と安心を守りつつ、本市における農業の骨格を力強く支えてこられたものと認識しております。また、有機農業につきましては、食の安全、安心への関心の高まりを背景に社会的な期待も高まっているところであり、国のみどりの食料システム戦略においても有機農業の取組面積の目標が示されるなど、農業分野における環境負荷低減の取組の一つであると認識しております。一方で、有機農業においては、実際に有機農法を実践した農業者の御意見として、品質の安定化や収穫量の低下、圃場管理に要する労力と生産資材に係るコストの増加、販売経路の確保など、様々な課題があるとも伺っており、農業従事者が減少している中での農業経営の継続性や農業者の負担にも十分配慮し、検討していくことが必要であると考えております。なお、市といたしましては、これら慣行農業と有機農業は決して相反するものとして捉えるのではなく、双方に確かな利点とそれぞれの価値が存在するものと認識しており、例えば有機農業で培われた土づくりや土壌管理のノウハウは慣行農業における化学肥料や農薬の低減に還元できることがあるのではないかといった視点や、慣行農業の持つ効率的な生産体制や高度な病害虫防除の知見を有機農業の普及支援に生かせるのではないかといった、お互いの長所を引き出したり補完し合う関係を構築することも必要ではないかと捉えているところでございます。今後は慣行農業と有機農業双方の生産者が知見を共有し合える仕組みや持続可能な生産技術の導入支援等につきまして、先進自治体の取組を学びつつ、本市として多様な選択肢を持った強固な農業基盤づくりと市民への豊かな食の提供に努めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　こども部長。

〔こども部長　依田森一君登壇〕

○こども部長（依田森一君）　私からは、子供行政に関する御質問についてお答えいたします。市では、柏市子ども・子育て支援複合施設ＴｅＴｏＴｅやウェルネス柏などに設置する妊娠子育て相談窓口を中心に、妊娠期から子育て期まで切れ目なく必要な情報を届けられるよう取り組んでいるところです。具体的には、妊娠時から出産、子育て期まで一貫した妊娠等包括相談

支援を行うため、妊娠子育て相談窓口において妊娠届の受付をし、母子健康手帳を交付する際に保健師や助産師などの専門職による面談を行い、妊娠、出産、育児の不安や疑問等、一人一人の状況に応じた相談支援と必要なサービスを受けることができるよう情報提供を行っているところです。また、初めて赤ちゃんを迎える妊婦とそのパートナーを対象としたママパパサロンでは、妊娠、出産期の過ごし方や出産後の生活をイメージできるよう、はぐはぐひろばと連携し、先輩ママ、パパの体験や声なども紹介しながら、妊娠期から出産後の子育てに必要となる情報提供や啓発を行っております。出産後には出産後の育児に関する不安や心配等を早期に相談できるよう、乳児家庭全戸訪問事業や産後ケア事業において必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じた必要な支援につなげる伴走型相談支援も行っているところです。今後も既存の情報発信手段を有効に活用しながら、より分かりやすく、必要な時期に必要な情報へアクセスできるよう情報提供を充実させていきたいと考えております。以上です。

○議長（坂巻重男君）　消防局長。

〔消防局長　本田鉄二君登壇〕

○消防局長（本田鉄二君）　私からは、消防団活動についての御質問にお答えいたします。初めに、実災害に対応した実践的訓練の導入、充実についてですが、議員御指摘のとおり、消防団が地域防災力を発揮する上で時代の変化や現場の状況に応じた実践的な訓練の重要性は非常に高いものと認識しております。現在従来の規律訓練や操法訓練、ロープワークを含めた救助訓練や中継送水訓練等に加え、実際の火災や大規模災害に即応できるよう訓練内容の充実を図っているところです。具体的には、海上自衛隊下総航空基地への実火災体験訓練や千葉県消防学校での消防団員災害対応力強化研修会への参加など、現場の即応力を高める実践的カリキュラムを順次取り入れております。また、消防団各方面隊にて行われる集団訓練において、災害時に役立つとされる資機材の取扱訓練や安全確保の基本となる知識、教養の習得研修を行うとともに、各分団におきましても消火の基本となるポンプ運用技術の拡充に向け、現場で役立つ知識、技術をピンポイントで習得できる訓練の導入について検討するとともに、地域特性に応じた連携訓練の強化を進めてまいります。次に、令和８年８月、千葉豪雨時の消防団活動についてです。本災害では、どの消防分団にも参集いただくことなく、常備消防のみで対応いたしました。消防団員には自宅待機をお願いするとともに、天気情報を注視し、今後の参集に備えるよう伝達いたしましたが、当日は消防局において対象職員の緊急参集を実施するとともに、毎日勤務者をそのまま警戒配備に就かせ、現場対応等の活動に当たらせたものでございます。一方で、浸水が引いた後の地域巡回や広報活動など常備消防の救助活動が一段落した後のフェーズや広域や長期間に及ぶ災害におきましては、非常備消防である消防団の地域密着の力が不可欠となる場面もあるかと思います。改めて常備消防が優先して対応すべき緊急人命救助フェーズと消防団の力を遺憾なく発揮していただく地域支援復旧フェーズの役割分担と移行基準を明確にし､状況に応じたタイムリーな情報共有と要請体制の整備に努めてまいります｡最後に、消防団応援の店制度についてですが、団員の減少や高齢化が進む中、令和７年４月からの報酬改定に加え、団員であることの誇りやメリットを実感できる付加価値、インセンティブの創出は、持続可能な消防団体制を確立する上で極めて重要なテーマであると認識しております。そこで、団員本人及び日頃から活動を支えてくださる家族へのインセンティブ施策として、本年８月１日から柏消防団応援の店制度を新たに開始いたしました。本制度は、地域防災の要である消防団員やその御家族に対し、趣旨に御賛同いただいた市内の飲食店や事業者様から独自の

割引や優待サービス等を提供していただく仕組みです。開始間もない現時点におきましても地域事業者の皆様の御理解と御協力により既に23店舗の登録をいただいており、大変順調なスタートを切ったところです。さらに、本制度は公益財団法人日本消防協会が推進する全国的なネットワークとも手を取り合い、連携を図っております。これにより、市内店舗にとどまらず、団員が出張や家族旅行等で訪れた全国各地の連携店舗におきましても同様の優待サービスを受けられる全国区でのインセンティブとして展開しております。団員や御家族の福利厚生の充実はもとより、団員であることの価値を高める大きなきっかけになるものと期待しております。運用開始に当たり多くの事業者様に御協力いただいておりますが、利便性と制度の価値をさらに高めるためには登録店舗の継続的な拡大が不可欠です。そのため、商工会議所や商店会連合会などの経済団体への協力要請を推進するとともに、市の広報紙や公式ＳＮＳ、ホームページ等を活用して協賛店舗側のメリットであるＣＳＲ活動のＰＲや集客効果についても積極的に発信し、市内全域で賛同の輪が広がるよう取り組んでまいります。引き続き報酬面等での処遇改善と併せ、こうした地域、全国と連携した付加価値施策を力強く推進し、若者や多様な人材から選ばれる持続可能な消防団の運営に全力で取り組んでまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　市民生活部長。

〔市民生活部長　永塚洋一君登壇〕

○市民生活部長（永塚洋一君）　私からは、市内を活動拠点としているラグビーチーム、丸和ＭＯＭＯＴＡＲＯ’Ｓに関する御質問にお答えをいたします。丸和ＭＯＭＯＴＡＲＯ’Ｓは、令和４年に東京大学柏キャンパス内に完成しました東京大学丸和柏フュージョンフィールドを活動拠点としており、ラグビーチームとしてはＪＲ東日本グリーンウォリアーズ東葛と並び柏市のホームタウンチームの一つとなっています。そして、本年12月に開幕するジャパンラグビーリーグワン2026―27シーズンのディビジョン３への新規参入が決定しており、今後リーグワンでの活躍が期待されているところです。同チームは、これまで市主催のスポーツイベントや地域のお祭りなどに参加いただいており、イベントに集まった子供たちにとっては大きなラガーマンと触れ合いながらラグビーを身近に感じることができる貴重な機会を創出していただいております。市といたしましては、同チームによる地域に根差した積極的な活動により、市民のスポーツ振興はもとより、ラグビー人気の向上にも貢献をいただいており、大いに評価しているところです。次に、今後の関わり方についてですが、このたびホストタウンが成田市に決定したことにより、チーム側が主体となった柏市内での地域活動が行えない部分が多くあると伺っています。しかしながら、市といたしましては今後もスポーツタウンチームの一つとしてこれまでと同様に市主催のイベント等への参加に協力いただけるよう求めてまいりますとともに、試合結果やチーム情報などについてはＳＮＳを通じて情報発信をするなど、これまでと同様に支援を続けてまいります。最後に、丸和ＭＯＭＯＴＡＲＯ’Ｓとの連携に関する御質問です。柏市と丸和ＭＯＭＯＴＡＲＯ’Ｓは、ホストタウンの決定に必要となるラグビーを通じた地域振興、地域貢献に関する包括連携協定を令和７年12月25日に締結させていただいているところです。今後チームとして柏市をホームタウンにする意向があるとの情報もありますので、引き続き柏市のホームタウンチームの貴重な存在として御協力をいただきながら、柏市のスポーツを盛り上げていけるよう同チームとの継続的な連携を進めてまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　第２問、渡邉晋宏さん。

○11番（渡邉晋宏君）　御答弁いただきありがとうございます。では、まずこども部長のほうからちょっとお伺いしたいんですけど、一人一人寄り添った支援じゃないですけど、保健師さんや助産師さん等がついてしっかり面談していただけるということをお伺いして、柏市はやっぱり移り住んでいる方も多いですし、引き続き寄り添った施策もしていただきたいと思いますが、何か今後強化していきたい取組等がございましたらお聞かせください。

○こども部長（依田森一君）　お答えします。まず、既存の事業として情報発信のほうにも力を入れておりまして、電子親子手帳を活用したりとか、あと市のホームページ、エックスであったり、あとインスタグラムを活用しています。あと、ＬＩＮＥにおいては出産予定日、出産日などを入れていただきますと、その月齢、年齢に合った健康診査の情報を受け取ることがプッシュ型でできるといったことも力を入れているところです。また、この先こども・若者相談センター開設されるのに伴いまして、妊娠子育て相談窓口、そちらのほうも新たに設置しまして、よりきめ細かく妊婦さん、出産後の母親の支援につなげていきたいというふうに考えております。以上です。

○11番（渡邉晋宏君）　ありがとうございます。とても細かい支援と、職員さんも非常に頑張っていただいていると思います。ただ一方で、妊娠中の方からは、様々な冊子等も頂くので、どの情報を取っていいか分からないという声も少し聞いております。そこで、他の自治体では民間の方と連携をして市の負担を抑えて、様々な情報を取りやすくされている自治体もございますので、引き続きそういう情報も見ながら、柏市に住んでいる方の妊婦さんだったり、その親御さん、旦那さん等も引き続き支えていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

続いて、消防局長にお伺いいたします。何点かあるんですが、まずは実災害に向けた訓練なんですけど、やっぱり団員の皆さん全員が全員が全て同じ動きするってなかなか難しいと思っております。なので、各方面だったり、都市部の分団さんだったり、いろんな地域の差がございますので、そこの地域に合った訓練、実用的な訓練を、今の訓練も年間通して組んでいただいて大変だとは思うんですが、そういう訓練等も引き続き何かお考え等ございましたらお聞かせください。

○消防局長（本田鉄二君）　お答えいたします。議員おっしゃるとおり、いわゆる町場の分団と、あとは住宅が少ないようなところの分団では実災害があったときの対応ってやっぱり違うと思いますので、それぞれの分団に応じた訓練というのは不可欠であるというふうに考えております。ですので、毎月行っている機械器具点検等でいろいろ話しながら、直接ポンプ運用の指導したりとか、中継送水の訓練をしたりとか、その分団、その方面に合わせた訓練をしていきたいなというふうに思っております。以上です。

○11番（渡邉晋宏君）　ありがとうございます。今回の大島田の火事ですごく感じたのは、方面が集まるじゃないですか。そのときに以前からコミュニケーションがある方ですと団を超えていろんな協力体制とかがあると思いますので、様々消防本部の方もそういう親交の機会が増やせる機会も別に設けていただいていますので､そういうのも引き続き力を入れていただいて、なかなかこれから増やしていくのも大変だと思いますが、既存である団員の方が横のつながりを含めてもっと強化していただいて、消防局の職員さんと共に地域を守る活動を続けていただきたいと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。最後ですが、消防団の応援の店に関してなんですけど、確かに商工会さん等つないでいただいたほうがスピードは上がってく

ると思いますし、結構地元の飲食店さん、消防団のつながり等もあると思いますので、そこに家族で行けるだったり、そういうのがあると家族と一緒にそこに御飯に行く機会も増えると思いますので、今後さらに周知活動だったり、何か方法等をお考えでしたらお聞かせください。

○消防局長（本田鉄二君）　お答えいたします。１問目でもお答えさせていただいたとおり、商工会議所や商店会のほうに直接出向いて、こういった制度をやっているので、御協力をお願いしますということで周知をしておりますので、まずは店舗を増やして、それからまた引き続き周知を図っていきたいなというふうに思っております。以上です。

○11番（渡邉晋宏君）　ありがとうございます。消防団員の方もふだん仕事をしながら必死に頑張っておりますので、引き続きいろんな様々な面でサポートしていただければと思います。また、消防団に関しましては、十余二分団さんのほうは第31回全国消防操法大会千葉県選考会の東葛支部の代表として出場していただきました。また、消防局の方も消防救助技術関東地区指導会のほう３種目、これまた千葉県の代表として出場されました。もちろん日々の業務も大切ですが、こういういろんな大会等も皆さん真剣に取り組んでいただいて、柏市の技術も上がってきていると思いますので、引き続きそういう面もサポートしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では最後、経済産業部長にお伺いいたします。今回の補助金に関してなんですけど、実際58件応募があったということで、今回って何件ぐらいを実際対応できるんでしょうか。

○経済産業部長（松澤　元君）　お答えいたします。予算が400万円取っています。補助事業の上限が50万ですので、仮に全て採択させていただいたのが50万円ということであれば、８件までということになります。以上でございます。

○11番（渡邉晋宏君）　ありがとうございます。８件ということですが、今までなかなか補助が追いつかなかった部分も大きく広げていただいたということで、農家さんもこういうのがあるんでしたら、もし来年も続けていけることがあるんでしたら来年も応募したいと思うかもしれませんし、来年こそ応募してみたいという農家さんもいると思いますが、今後何かお考え等ございますでしょうか。

○経済産業部長（松澤　元君）　ありがとうございます。お答えいたします。１問目でもお答えしたところですけれども、これまでの補助事業ですと対象にならない例えば農業資材であったりというところを幅広く補助対象に含めることによって、導入初年度にもかかわらず、多くの農業者の方からお申込みいただいておりますので、かなりニーズの高い事業であるということが確認できました。今後につきましては、また他の自治体の事例などもしっかり研究を深めながら、より効果的な支援の在り方というのを考えてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○11番（渡邉晋宏君）　ありがとうございます。もちろん補助という、そういうお金の面も大切なんですけど、以前、主催はどこだかちょっと忘れてしまったんですけど、有機米を作っている方を講師に呼んでいただいて農業セミナーみたいのをやっていただいて、私も参加させていただきました。そういういろんな情報を、今の時代講習会に行かなくちゃいけないだけではなくて、オンラインだったり、様々な伝達方法あると思いますので、そういう農家さんの知識を増やすことによって現在いる農家さんのレベルアップしていただいて、柏市は新規就農者に対して里親制度等もありますので、そういう情報をみんなで共有して、横のつながりだったり、先ほどの消防団の話じゃないんですけど、農家さん自体がもっと横のつながりを持っていただ

いて、助け合って、引き続き柏市は、何度もこの議会で述べさせていただきますけど、生産地と消費地が近いというメリットもございますので、引き続き市としてもその辺はサポートしていただけたらなと思っております。最後、教育委員会さんにお聞きしたいんですけど、昨年度から有機米を栽培されている農家さんいらっしゃって、そういうお話聞いているとは思うんですけど、さすがに全て一気にというのは無理だと思うんですね。ただ、有機米ということもあるというのもやっぱり子供たちに伝えたいというのも１点ございますので、そういう地産地消という意味でも教育委員会さんが有機米を、毎日は無理だと思いますけど、何か取り入れていただけるお考え等ございましたらお聞かせください。

○教育総務部長（中村泰幸君）　お答えいたします。有機米につきましての導入につきましては、現在生産者との協力の下、実証実験が昨年、今年と行われております。そのお米を今年度は一部の小中学校で使ってみたいと考えております。以上です。

○11番（渡邉晋宏君）　ありがとうございます。有機米に関してなんですけど、セミナーを受けたんで、私ちょっと１枚田んぼ自分で実践してみたんですよね、今年度。もう雑草ぼうぼうで収量が半分以下でしたね。私も初めてだったので、ちょっとやり方が分かんなかったので、失敗した部分もございますけど、そういうのを私も実体験で経験しながらお互いに情報共有して、引き続き柏の都市農業を盛り上げていただければと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。ちょっと早いですが、ここまで中継を見ていた皆様、ありがとうございます。最後まで御視聴いただきありがとうございます。また次の動画でお会いしましょう。現場からは以上です。以上で２問目になります。御答弁いただきありがとうございました。

○議長（坂巻重男君）　以上で渡邉晋宏さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君）　暫時休憩いたします。

午後　２時４６分休憩

○

午後　２時５７分開議

○議長（坂巻重男君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑並びに一般質問を続行いたします。

次の発言者、武藤美津江さん。

〔14番　武藤美津江君登壇〕

○14番（武藤美津江君）　日本共産党の武藤美津江です。通告に従って、質問します。初めに、豪雨災害対策についてです。千葉県内に８月13日から14日にかけてこれまでに経験したことのない豪雨災害が起きました。柏市でも車の浸水で１人の女性が亡くなるという痛ましい事故が起きました。亡くなられた方の御冥福と被災された皆さんに心からお見舞い申し上げます。私は、14日午前中に南部地域の水害常襲地域を調査しました。１番目、高柳、青葉台、酒井根、中原地域の水害の実態と具体的対策について伺います。１点目、2007年９月議会、私が議員になったときの初質問で高柳の東映団地の水害対策を取り上げました。そのときよりもひどい状況でした。抜本的な改修をしないと安心して住めない。排水対策を何とかしてほしいという声を多くの方から伺いました。上大津川の改修はこれまでどのように行ってきたのでしょうか。今後の改修計画をお答えください。２点目、青葉台地域の水害対策です。調整池から水があふれて車が水没しました。調整池の真向かいには新築の住宅が並んでいます。こんなことならこ

この家を買うんじゃなかったと嘆いておられました。新しい住宅が建って調整池の収容量がオーバーしているのではないか。抜本的な対策はどうか。３点目、酒井根六丁目の水害対策です。50年間こんなひどい被害はなかった。小さな川が流れているが、あふれて床上浸水をしたとおっしゃっていました。抜本的な解決をどのように考えるのか。４点目、中原一丁目の水害についてです。20年ほど前に雨水管を埋設し、県道からの水は排水されるように改善されました。しかし、酒井根東小学校の校庭から水があふれてくるということで床下浸水の被害に遭った方、今回はぎりぎり床下浸水は免れたという方がいます。具体的な対策はどうか。

次に、第10期いきいきプランについて伺います。１番目、地域包括支援センターについて伺います。カメラお願いします。こちらは、流山市のこんにちは高齢者なんでも相談室ですというチラシです。地域包括支援センターを設置した2006年から高齢者なんでも相談室という名称にして、地域包括支援センターのことを分かりやすくお知らせしています。カメラ終わります。１点目、第10期高齢者いきいきプラン21の相談支援の課題にも、どこに相談したらよいか分からないという不安を解消するため、身近な相談窓口や支援制度の周知を継続するとあります。流山、我孫子、野田市では、地域包括支援センターの名称を高齢者なんでも相談室にしています。柏市ももっと分かりやすい名称にしてはどうですか。２点目、カメラお願いします。こちらは、地域包括支援センターの３年間の相談件数を比べたグラフです。過去３年間の相談件数を見ますと、全体では１万5,067件から２万1,884件に増えています。このグラフの中でも光ケ丘地域包括支援センターは３倍の相談が寄せられています。相談体制のさらなる充実を図るための対策はどうか。カメラ終わります。２番目に介護人材の確保について伺います。介護人材確保のためには賃金の引上げが必要ではないでしょうか。柏市が独自に一般会計で賃金の補填をしてはどうか。２点目、介護保険法の改正によって介護サービスの人員配置基準を緩和したり、介護給付から外す特定地域にする自治体一覧を厚生労働省が公表しました。全国912の市町村で、全国1,741自治体の半数を超えます。全国一律の保険給付が受けられるという原則を切り崩し、安上がりのサービスを押しつける特定地域の指定はしないよう県に要請するとともに、国に対してもこのような介護保険法の改正は撤回するよう求めてほしいが、どうか。３番目、介護保険料の値上げ中止を求めて質問します。介護保険制度の１期目の介護保険料の基準額は2,718円でした。３年ごとの見直しのたびに保険料は値上げをされて、今では5,800円です。一律１割負担だった利用料も所得に応じて２割、３割負担になるなど利用者の負担も増えています。物価高騰の中、これ以上の介護保険料の値上げは行うべきではないと考えるが、どうか。

次に、補聴器購入費助成についてです。今議会に高齢者の補聴器購入費助成の補正予算が計上されました。私が議会で初めて補聴器購入費助成を求めて質問をしたのが2019年の９月議会でした。あれから毎議会のように取り上げてきました。2020年には難聴者が元気になる会が発足し、議会への請願や署名活動、学習会、講演会など取り組み、昨年の12月、６年目にしてやっと請願が採択されました。その請願採択を受けて今回補聴器の購入費助成が計上されたことは本当にうれしいことです。しかし、制度の内容は65歳以上の非課税の方、均等割のみ課税の方で、１回３万円ということです。１番目、対象の拡大について伺います。東京の港区や台東区では非課税の方が14万4,900円、課税の方が７万2,450円の助成です。柏市でも非課税という枠を外し、補助額を増やし、誰でもが使いやすい制度を求めますが、どうか。２番目、聴力検査について伺います。日常活動では耳の聞こえが悪くても、テレビの音を大きくしたり、何となく大きな声で話をしてもらうと聞こえるので、耳が悪くなっていることを気づかない方が多

くいます。補聴器の購入費助成を導入するのですから、柏市でも介護サービスの中で足立区のように言語聴覚士による聴力検査を行ってはどうか。３番目、補聴器助成を利用した方の実態調査についてです。実際に補助を利用した方がどのくらいの収入があるのか、生活保護利用者など低所得の方が利用できているのか。補聴器を装着して聞こえがよくなってからの生活状況の変化なども調査する必要があるのではないか。

次に、国民健康保険事業についてです。１番目、国保料の値上げ中止を求めて質問します。カメラお願いします。こちらは、国保加入者の所得状況の推移です。令和８年度、156万9,000円です。次お願いします。こちらは、年間保険料の比較です。155万円の方は夫婦２人で２割減免になるので、24万9,600円です。所得の16％が国保料になります。昨年より年間１万1,000円の値上げです。今日物価がどんどん上がり、９月に入って4,900品目の食料品の値上げが公表されています。カメラ終わります。物価高騰は止まりません。市民生活を圧迫する国保料の値上げは中止すべきです。２番目、全ての国保加入者に資格確認書の発行を求めて質問します。千葉県の保険医協会が会員の病院や診療所を対象に行った調査では、オンライン資格確認システムでカードリーダーのエラーなどが相次ぎ、過去７回の調査で改善が見られないという報告がありました。調査は５、６月に実施され、3,797会員から1,171件の回答を得ました。回答率は30.8％です。窓口で発生したトラブルを複数回答で尋ねると、氏名や住所の一部が黒丸で表示されるケースが949件で、前回741件から208件も増えています。資格が無効と表示されるケースもカードリーダーのエラーの前回の調査を上回って増えています。資格確認ができず、患者に一時的に10割負担を求めたとの回答は307件で、前回の138件から大幅に増加しています。このようなトラブルを防ぐためにも全ての加入者に資格確認書の発行をすべきです。どうか。

次に、生活保護行政についてです。１番目、生活扶助費の追加給付についてです。柏市では、生活保護を利用してる対象者3,920世帯に既に御案内を送付し、支給済みとのことです。保護が廃止となっている世帯3,500世帯への周知はどのようにしているのか。２点目、対象期間に世帯が一緒だった方でも、その後離婚をして別世帯になっている場合は別々に支給するのか。３点目、ＤＶなどで離れて暮らしている場合は世帯主に配偶者の分も支給されます。救済措置が必要ではないか。４点目、今回支給された追加給付は、本来支給すべき金額の半分にすぎません。国に対して全額支給するよう求めてほしいが、どうか。２番目、生活保護利用者のお子さんに対して進学支援について伺います。こちらが厚労省の出している進路について考えている皆さんへという冊子です。カメラお願いします。マルカツ！という冊子です。生活保護世帯のお子さんが進学を考える中学３年生や高校３年生に対して今は夏休みにマルカツ！を渡して進学の相談や説明を行っているということですが、４月から奨学金の募集、申込みが始まるところもあるので、早い時期に進路支援冊子のマルカツ！を配付し、丁寧に説明をしてほしいが、どうか。次お願いします。こちらは、高校生になってアルバイトを始めたいという方への注意点が示されています。生活保護世帯の高校生がアルバイトをしたバイト代は、申告をしなければなりません。アルバイトに関する収入認定の例があります。例えばアルバイトの収入額が４万円の場合、収入認定されて基礎控除額１万7,600円、20歳未満の控除が１万1,600円、交通費3,200円、足すと合計３万2,400円が控除されて、その分は自由に使うことができます。収入充当額が7,600円になり、毎月の生活扶助費から引かれることになります。7,600円を進学のために貯金することは認められません。アルバイト代を進学のために全額貯金をする場合は収入認定されませんが、自由に使えるお金はないことになります。カメラ終わります。アルバイトなど収入

認定をされたときに保護変更決定通知書が利用者に送付されますが、控除額の合計が記載されているだけなので、内容が分かりません。利用者に分かりやすく内容の明細など記載をすべきではないですか。以上、１問目を終わります。

○議長（坂巻重男君）　ただいまの質問に対する答弁、土木部長。

〔土木部長　内田勝範君登壇〕

○土木部長（内田勝範君）　私からは、豪雨災害のうち、高柳、青葉台、酒井根の水害実態と対策についてお答えいたします。初めに、高柳地区については今回の千葉豪雨において家屋被害が大きく、また下流となる上大津川についても未改修区間がボトルネックとなり、水があふれる被害が生じました。この地域の浸水対策といたしましては、上大津川の改修を松戸市と柏市で負担協定を締結し、平成28年度から進めてきたところです。改修予定区間は、大津川との合流地点から東武アーバンパークライン軌道下までの約１キロメートルであり、河川改修により流下能力の向上を図っております。これまでに約300メートルの護岸整備を完了するとともに、流下能力を阻害していた上大津川７号橋及び高柳２号橋の架け替えを完了しております。令和８年度においても引き続き河川改修工事を進めており、残る未改修区間約700メートルの護岸整備や２か所の橋梁の架け替え工事については雨の少ない非出水期に行わなければならない制約もありますが、令和21年度の完成に向け着実に改修を進めてまいります。次に、青葉台二丁目調整池付近の浸水対策についてお答えいたします。青葉台は、調整池から水があふれ、道路冠水の被害が報告されております。この地域の浸水対策といたしましては、公共下水道による約1.7キロメートルの雨水幹線の整備が必要であると認識しております。しかしながら、雨水幹線の整備には多額の費用と長い時間を要することから、上下水道局において未整備の雨水幹線の約40キロメートルについて、現在策定中の雨水管理総合計画の中で優先順位を定めるとともに、機会を捉えて具体的な工法や整備費などについて検討を進めてまいります。また、既存の調整池については適切な維持管理を行い、その貯留機能を十分に発揮させることや、側溝や集水ます等につきましても土砂やごみ等の堆積状況を確認し、必要に応じて清掃や改修を行うなど、既存の排水施設の機能を適切に維持し、浸水リスクの低減に取り組んでまいります。次に、酒井根六丁目の水路についてお答えいたします。酒井根六丁目の水路につきましては、今回の豪雨において既存の水路の排水能力を上回る降雨があったことから、水路から水があふれた被害が報告されております。この地域の雨水排水につきましては、下流側に位置する松戸市が管理、改修する上富士川の整備が進んでおらず、下流側の排水能力が十分に確保されていないという課題がございます。上富士川につきましては、県道松戸柏線から上流400メートルの区間について松戸市、流山市及び柏市の３市で負担協定を締結し、これまでに約300メートルが完成しております。しかしながら、当該地区における浸水被害の抜本的な解消を図るためにはさらに上流約1,200メートルの区間についても改修を進める必要があると認識しております。そのため、流域各市と改めて上富士川の改修促進について協議、調整してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　教育総務部長。

〔教育総務部長　中村泰幸君登壇〕

○教育総務部長（中村泰幸君）　私からは、豪雨災害対策に関する御質問のうち、中原地区の水害対策についてお答えいたします。先月、８月13日から14日にかけての豪雨において、酒井根東小学校では県道に沿った敷地の一部が陥没するとともに、敷地内に滞留した雨水が県道へ

流出する状況が確認されました。この雨水が県道に流れた雨水と合流し、中原一丁目を中心とする地域へ流れ込んだものと考えております。市教育委員会といたしましては、まず当面の対応として今回の豪雨で確認された敷地の陥没箇所の補修を行うとともに、敷地内の雨水管を清掃し、雨水が適切に雨水ますへ集水されるよう排水設備を改善するなど、現在確認されている雨水の流出要因への対応を進めてまいります。また、今後の対応といたしましては、今回の豪雨時の状況を踏まえ、学校敷地内の雨水排水について必要な排水能力や雨水の流出抑制の在り方を関係部署と協議し、学校敷地から周辺地域への雨水の流出を抑制するための具体的な対策について検討してまいります。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　真田健康医療部理事。

〔健康医療部理事　真田理江君登壇〕

○健康医療部理事（真田理江君）　私からは、第10期いきいきプラン、補聴器購入費助成、国民健康保険事業の３点についてお答えいたします。柏市高齢者いきいきプランは、高齢者福祉と介護保険事業について一体的に定める基本計画であり、現在来年度からの３年間を期間とする第10期計画の策定を進めております。議員御提案の地域包括支援センターの名称を市民にも分かりやすいものに変更してはどうかという点につきましては、先般開催された柏市健康福祉審議会においても委員から意見が出されたところです。愛称や補助的な名称をつけることを検討してはどうかとの御意見があった一方で、愛称をつけた他自治体の事例においても認知度向上になかなかつながらなかったケースもあるとの御指摘もございました。地域包括支援センターが本市に設置されて20年となりますが、この間地域包括支援センターは地域包括ケアシステムにおける地域の皆様の窓口として重要な役割を担ってまいりました。相談や事業への参加を通じて名称や役割は徐々に浸透してきているものと考えております。昨年度実施した健康とくらしの調査は、対象が65歳以上の要介護認定者を除く方7,000人でございますが、地域包括支援センターを知っている方が48.4％、聞いたことはあるという方も含めると72.5％でした。引き続き地域包括ケアを推進し、地域包括支援センターについても役割の理解が進むよう努めてまいります。次に、地域包括支援センターの相談体制のさらなる充実のための方策についてお答えいたします。高齢者数の増加に伴い、地域包括支援センターでの相談件数も年々増加しており、今年度は４月から７月までの４か月間で延べ7,497件の相談を受けております。これは、昨年度の同時期と比較すると468件の増加となります。生産年齢人口の減少に伴い、介護、福祉分野における人材確保は地域包括支援センターに限らず業界全体として大変厳しい状況です。一定の人数確保にも努める必要がある一方で、増員だけでの対応は困難であり、地域包括支援センター業務の負担軽減にも努める必要があるものと考えます。直近では令和６年度の介護保険法改正に伴い、介護予防ケアプラン作成業務の一部を居宅介護支援事業所へ移管するなどの対応を行いました。あわせて、医療や福祉分野の関係機関との連携強化や契約等の事務手続の効率化についても引き続き検討してまいります。また、議員から御提案いただきました市独自の一般財源を用いた介護職員等への処遇改善についてでございますが、地域包括支援センターの職員をはじめ、市内の介護現場で働く方々の人材確保に向けた処遇改善の重要性については本市としても十分に認識しております。しかしながら、本年６月には国による介護報酬の期中改定が行われ、処遇改善加算の拡充が実施されたところであり、さらに来年度、令和９年４月には次期介護報酬改定も予定されております。こうした国の動向を踏まえますと、現時点において本市単独の一般財源を用いて恒常的な処遇改善を実施することは将来にわたる財政負担の観

点からも難しいものと考えております。本市といたしましては、介護現場で働く皆様がその役割に見合った適切な評価を受けられるよう、あらゆる機会を捉えて国に対し全国一律の制度としてさらなる処遇改善を行うよう要望してまいります。なお、議員御質問の特定地域は、人材不足が顕著な地域においてサービス提供体制を維持するため、特例的に人員配置基準の緩和が認められるものと認識しております。こちらの指定については、市町村の意向を踏まえて都道府県が行う仕組みとなります。特定地域に指定された場合、人員基準の柔軟な運用が可能となる一方で、介護サービスの質の低下や現場職員の負担増加につながる懸念もございます。本市といたしましては、安易に基準緩和の特例に頼るのではなく、本来の基準を満たすために必要な人材が地域で確保される状態を維持することが重要であると考えております。引き続き特例による基準緩和を要する地域とならないよう介護職員の人材確保と定着に向けた取組に努めてまいります。次に、介護保険料についてお答えいたします。介護保険料の算定につきましては、介護保険法の規定に基づき、３年ごとに介護保険事業計画の策定と併せて見直しを行うこととされております。現在本市におきましては、第10期計画の策定に向け健康福祉審議会の専門分科会において審議を進めているところです。本市におきましても高齢者人口の増加に伴い要介護認定者数が増加しており、被保険者１人当たりの介護給付費等は令和５年度の約26万4,000円から令和７年度には約28万9,000円へと増加傾向にございます。また、第10期計画期間においては、国の介護報酬改定や地域区分の見直しの影響など、高齢化の進展以外の面においても介護保険料を押し上げる要因が複数存在している状況です。こうした中、去る８月13日に開催しました第２回専門分科会におきましては、現行の第９期における所得段階の区分や所得段階別の負担割合の現状をお示ししつつ、配慮すべき所得層の在り方などについて議論を開始いたしました。現時点では認定者数や介護給付費等の推計作業を行っているところであり、基準額や各段階の保険料額といった具体的な数値をお示しできる段階ではございません。しかしながら、議員御指摘のとおり、物価高騰などにより高齢者をはじめとする市民の皆様の生活に大きな影響が生じている状況は承知しており、市民負担の抑制も重要な視点として受け止めております。一方で、今後の保険料設定に当たりましては、第10期中の負担上昇への対応のみならず、第11期以降の中長期的な制度の持続可能性とのバランスを考慮する必要がございます。今後につきましても専門分科会での御審議等を踏まえ、適切な保険料設定に向け慎重に検討を進めてまいります。

次に、補聴器購入費助成についてお答えいたします。まず、所得要件を定めず、また港区や台東区のように補助金額を拡充し、誰もが利用しやすい制度にという御質問についてでございます。本事業は、令和７年第４回定例会において医師が必要と判断した加齢性難聴者への補聴器購入費助成を求める請願が採択されたことを受けたものでございます。その後、令和８年第１回定例会で塚本議員から検証事業の御提案をいただいたことも踏まえ検討を進めてまいりました。本定例会では必要な事業費について補正予算案を上程させていただいたところです。議員御質問の事業の対象者や助成金額の設定についてですが、御紹介いただきました港区、台東区において東京都の補助金を活用して補聴器購入費助成事業を実施していることは承知しております。本市におきましては、近隣市の取組も参考にしつつ、限られた財源を支援の必要な方に重点的に届けられるよう対象者や助成金額を定めたいと考えております。次に、市独自で言語聴覚士による聴力検査を実施してはどうかという御質問についてお答えいたします。加齢性難聴は、本人が気づかないうちに進行する場合もございます。そのため、早期に本人の気づき

を促す取組が重要であるということは私どもも認識しております。言語聴覚士による聴力検査の実施につきましては、専門職の人材確保や実施体制の構築といった課題がございます。本市といたしましては、これまでも御答弁してまいりましたとおり、医療機関への受診勧奨を基本とした取組を継続することが適切であると考えております。今後も聞こえに不安のある方が適切な支援を利用できるよう努めてまいります。次に、本事業利用者の収入状況や補聴器装用後の生活状況調査についてお答えいたします。現在検証の目的や内容等について学識経験者にも御相談しながら詳細な内容を検討しているところでございます。補聴器購入後継続して装用していただくことは、コミュニケーション能力の維持向上を図るとともに、生活の質の向上につながるものと考えております。一方で、途中で装用をやめてしまう方が一定数いらっしゃることも承知しております。これは、生活の質向上の観点からも、また補助事業の有効性の観点からも大きな課題の一つであると考えております。本事業の評価に当たり、収入状況について調査する予定はございませんが、効果を適切に評価できるよう利用者の補聴器の装用状況も含め評価項目について検討してまいります。

次に、国民健康保険事業に関する御質問２点にお答えいたします。まず、保険料の引上げを中止すべきではないかとの御提案についてです。千葉県では、令和11年度にいわゆる納付金ベースでの県内市町村の保険料水準を統一すべく取組が進められているところであり、各市町村ではそれぞれの手法により計画的な赤字解消が図られている状況です。近隣市におきましても毎年あるいは隔年で保険料率の改定が行われている市が多数となっております。このような状況の中、本市では県内保険料水準の統一を見据え、その際の急激な保険料負担増を招かぬよう令和６年１月に策定した柏市国民健康保険料改定指針に沿って保険料の見直しを進めているところです。国民健康保険制度は、他の健康保険制度と比較して高齢かつ所得の低い加入者が多く、相対的な保険料負担が大きいという制度上の問題がある中で、年々増加する医療給付を都道府県単位で維持しなければならない状況です。また、社会保険の手法による社会保障制度でございますので、必要な医療給付を確保するためには、大変心苦しいことではありますが、応分の御負担をお願いせざるを得ないものと認識しております。次に、資格確認書を全ての被保険者に一律に交付すべきではないかとの御提案についてです。資格確認書の交付につきましては、令和６年11月22日付厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡、資格確認書の運用等に関するＱ＆Ａについて（その３）において、国民健康保険法第９条において被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときに資格確認書を交付することとされており、被保険者が電子資格確認を受けることができない状況にあるかを一切考慮することなく一律に資格確認書を交付することは認められませんとされております。したがいまして、全ての被保険者に資格確認書を一律に交付することはできないものと認識しております。本市といたしましては、制度の円滑な運用に向け、引き続き関係法令及び国の通知に従い適切に事務を進めてまいります。私からは以上でございます。

○議長（坂巻重男君）　福祉部長。

〔福祉部長　矢部裕美子君登壇〕

○福祉部長（矢部裕美子君）　私からは、生活保護行政に関する御質問２点についてお答えいたします。まず、１点目の生活扶助費の追加給付についてです。最高裁判決を踏まえた保護費等の追加給付につきましては、現在生活保護受給中で対象となる被保護世帯3,920世帯に対して８月18日に追加給付を行ったところでございます。また、全国一斉に８月１日から現在本市

で受給していない廃止世帯に対して追加給付の受付が開始されました。生活保護廃止世帯への周知につきましては、本市ホームページや広報かしわに掲載しているほか、近隣センターや地域包括支援センター等の公共施設や関連機関53か所に案内チラシを配架し、多くの方に広くお知らせできるよう努めているところでございます。また、国のほうでも新聞やインターネットの広告掲載など幅広く国民への周知を図っております。既に本市への問合せや申出手続をされている方の多くはこれらを御覧になったと聞いており、効果は出ているものと認識しております。今後も申出受付件数の動向等を注視し、廃止世帯の方が申出ができるよう工夫しながら周知をしてまいります。次に、生活保護廃止世帯による追加給付の申出権者が世帯主のみとされているのは不公平ではないかという御質問についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、生活保護廃止世帯の中には離婚やＤＶ等の事情により保護受給当時の世帯から別世帯となっている方もいらっしゃると思われますが、当該追加給付に係る事務におきましては、国が施行した生活保護法による保護の基準の特例及びこれに関する通知等により、保護廃止時点における世帯主からの申出に基づき世帯主に支払うこととされており、本市もこれに従い適切に事務を進めているところでございます。次に、追加給付では平成25年の生活扶助基準改定後の水準の約半分相当の金額しか給付されていないという御指摘についてお答えします。先ほどの内容と重複いたしますが、追加給付は生活保護法の特例等に基づき全国の各自治体において統一的に進められているものであり、追加給付額につきましても国で示された計算方法で算定していることから、今後もこれらに従い円滑な事務の遂行に努めてまいります。２点目の進学支援についてお答えいたします。中学生や高校生のいる世帯に対しましては、議員御案内のとおり、長期休暇の夏休みの期間に担当ケースワーカーが自宅を訪問し、学生本人や保護者から進路についての考え方や希望について聞き取りを行っているところでございます。また、進路を決めていく冬から春にかけても同様にケースワーカーが訪問し、学生本人や保護者について説明を行っているところでございます。説明につきましては、進路支援冊子のマルカツ！を配付し、進学に向けて活用できる制度や高校生のアルバイト収入の説明を行っております。特に高校生につきましては、進学前後の早い時期にアルバイト収入の申告義務と併せて、その収入を大学等の進学費用として貯蓄可能であることを説明することで進学意欲に結びつくこともございます。引き続き被保護世帯の子供たちが将来に向け目標を持って学び、希望の進路に進むことができるよう、今後も丁寧な説明と細やかな支援に努めてまいります。次に、保護費の決定通知について内訳を分かりやすく表記してほしいとの御質問でございますが、保護決定通知書に記載する内容につきましては、国のシステム標準化に伴い仕様が定められていることから、全国統一のレイアウトとなっております。本市といたしましても厚生労働省の生活保護システム等標準化検討会において通知書の記載変更について意見を出しておりますが、現時点では変更はできないとの回答となっております。このことから、内訳等不明の部分につきましては地区担当ケースワーカーが丁寧に説明させていただきたいと考えております。私からは以上です。

○議長（坂巻重男君）　第２問、武藤美津江さん。

○14番（武藤美津江君）　それでは、高柳の豪雨災害対策についてなんですけれども、上大津川の改修については完成が令和21年ということですから、あと13年もかかるということです。今回の豪雨被害で高柳の東映団地の方たちは、アーバンパークラインの線路の下が渦を巻いていたと、早く何とかしてもらいたいと訴えています。地球温暖化で今までよりも豪雨災害の頻度が増えています。前倒しで工事を行うことはできないでしょうか。

○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。上大津川についてはもう既に着手はして整備を進めておりますけども、先ほども御答弁しましたけれども、河川の改修は非出水期にやらなければいけないという制約もございまして、今下流側から着実に進めることが一番重要だということで整備を進めてまいりますけれども、前倒しは現段階ではちょっと難しいと考えていますので、その間既存の水路を適正管理できるように清掃だとか修繕、そういったものもしながら、なるべく浸水リスクが低減できるように取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君）　加賀三丁目のほのぼの通り商店街の水害のときに、あの大津川左岸４号雨水幹線整備工事の前倒しを行うとして、工事を下流からではなくて同時にということも含めて検討したいという答弁もありまして、バイパスの完成した工事の映像が柏市のホームページでも見ることができます。浸水被害解消のために大規模な下水道工事をした結果、浸水被害が解消されたという動画です。高柳の水害対策でもこのようなバイパスを入れる工事はできないんでしょうか。

○土木部長（内田勝範君）　お答えします。上大津川については流量等ございますので、大津４号、多分増尾駅付近のことをおっしゃっているんだとは思うんですけども、この上大津川についてはやはり下流側から整備を進めていくことが重要だというふうに考えております。以上です。

○14番（武藤美津江君）　被害があった方たちは、ちょうどアーバンパークラインの向こう、反対側のところの大津川の部分が狭くてなかなか流れていかないんじゃないかというようなことも言っているんですけども、そこら辺を深く掘り下げたりとか、そういうことはできないんでしょうか。

○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。今回私どもが今下流側から整備していますけども、県道の部分の橋梁のところも、途中橋梁も同時並行で整備をしちゃいますけども、やはり橋梁の部分も広げて、それは架け替え終わっていますけども、今回の豪雨でも狭くなっている部分にやっぱり被害が生じてしまったということで、ボトルネックにはなっているんですけども、そこの部分先行というよりは下流側から着実に整備していくことが必要だというふうに考えております。

○14番（武藤美津江君）　まだ13年もかかる。その間ずっと雨が降るたびにもう寝られないというような、そういう被害を受けている方たちの思いをやっぱり受け止めていただきたいんですよね。それで、何とか検討していっていただいて、何とか前倒しに工事ができるような方法とか、いろんなことを考えて対策を取ってほしいと思います。高南台の調整池の清掃なども定期的に行ってほしいと、柏市に言ってもやってくれないという市民の方からの訴えがあったんですけれども、現状はどうなんでしょうか。定期的に清掃などは行われているんでしょうか。

○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。高南台、先ほど小川議員にも答弁しましたしいのき台にも調整池等ございまして、それらにつきましては松戸市と管理協定を組んで、松戸市のほうで点検だとか、そういった管理をしていただいています。柏市のほうは負担金をお支払いしてという形でやっております。以上です。

○14番（武藤美津江君）　松戸市のほうの調整池じゃなくて高南台の柏市が管理している調整池あると思うんですけれども、そこもやっぱり水があふれてきて、ちょうど上大津川のほうに合流するような形になっちゃうので、それを清掃したりなんかするのをやってくれないという

ふうに市民の方は言っているんですけど、それはどうなんですか。
○土木部長（内田勝範君）　お答えいたします。高南台の部分、市が管理していれば適切に除草であったり、そういった清掃はやってはおりますけども、再度今回の豪雨被害を受けて点検をした上で、必要な除草であったり、修繕というのをやっていきたいというふうに考えております。以上です。
○14番（武藤美津江君）　そこの高南台の調整池についても、松戸の管理をしている調整池についても、先ほど旧沼南町のときに松戸の調整池というのは高柳の住宅街が水害対策として松戸市に管理を委託したみたいなお話あったと思うんですけれども、そうであればきちんと水害対策として機能するように、松戸に任せるというか、そういうことではなくて、柏市もしっかりと管理をしていただきたいと思うんですね。ぜひこれからは力を入れて、そういうところはしっかり管理をしていただきたいと思います。それから、青葉台の水害対策なんですけれども、これは下水道の整備のほうが整っていないということなんですが、この整備というのはいつ頃までできるんでしょうか。
○上下水道局理事（後藤義明君）　お答えいたします。青葉台につきましては、現在増尾西小のところまで雨水管が来ているんですけども、増尾西小から上流から青葉台方面に向けて約1.7キロの整備をしなければいけません。この道路上の地下に入れていくんですけども、それが非常に大規模な管渠でございまして、既存の道路には既にいろいろな埋設物が入っていたりとか、また上流の青葉台地区につきましても道が細くなっている、また住宅が張りついていることもありまして、なかなか具体的な整備時期を今お示しするという状態ではございません。したがいまして、現在柏市上下水道局のほうでは雨水管理総合計画というのを策定しておりまして、浸水地域における浸水リスクだったり、いろいろな状況、経済損失も踏まえた形で、その浸水地域ごとに実際どんなことができるかということを現在計画練っているところでございますので、その中で抜本的な管渠の整備はできないにしても、何らかの対策が取れるかどうか、そういうことをきちんと計画してまいりたいと思っている状況でございます。以上でございます。
○14番（武藤美津江君）　それでは、水害が起きる常襲地域というところにその地域に合ったような水害対策をしていくということなんですけれども、その中には水をためられるような例えば調整池をどこかに設けるとか、そういうようなことも考えられるんですか。
○上下水道局理事（後藤義明君）　お答えいたします。そのようなことも考えてまいりますが、なかなか調整池を設ける公共用地というんですか、そういうところも探さなきゃいけなかったりとか、いろいろな条件があるかと思いますので、調整池を設けるとか、またバイパス管を設けるだとか、いろんな手法はございますので、その中でできることを練っていきたいと思っております。以上でございます。
○14番（武藤美津江君）　地下に大きな管を入れたりとか、そういうことでも貯留できるような方法あるんじゃないかと思いますので、いろんな方法を考えて、とにかく一刻も早く水害対策をしていただきたいと思います。もう何十年も同じような被害があって苦しんでいるという、そういう地域の皆さんの思いをぜひ受け止めていただきたいと思います。
国民健康保険料について伺います。全日本民主医療機関連合会が毎年調査をしている経済的事由による手後れ死亡例の報告というのを行いました。愛知県の民医連では２例の手後れ死が報告されました。１人目は50代の女性で、収入が減り、医療費が払えず、未受診となりました。

甲状腺がんで亡くなりました。２人目は60代の男性で、年金受給により生活保護が廃止になり、国民健康保険料の支払いが困難で、本人が受診拒否をし、亡くなりました。愛知民医連の堀井会長は、生活が大変で医療機関の受診を控える人が増加している。上がり続ける国民健康保険料など、保険の制度自体を見直す必要があると指摘しています。国保料が払えないと医療費は10割負担になります。そんな高い医療費は払えない。医療機関を受診できずに手後れになる。こんな手後れ死があってはならないと思いますが、どうですか。

○健康医療部理事（真田理江君）　お答えいたします。保険料の負担と受診控えとということの直接な因果関係というのはなかなか網羅的に把握するというのは困難ではございますが、窓口においても様々な御相談をお受けすることはございます。医療費や保険料の負担に関する御相談がございましたらば、生活状況等を丁寧に確認をして、必要に応じて福祉部門につなぐといった、個々の事情に寄り添った対応に努めてまいります。以上です。

○14番（武藤美津江君）　先日の国保運営協議会の中でも委員から、粗い将来推計を見ると令和５年では10万350円の保険料が令和12年度には15万2,393円で５万円の値上げになる。市民の意見はどうかというような質問があったと思うんですが、柏市では子ども・子育て支援金の問合せはあったが、電話の件数も増えていないと答弁されました。柏市として国保料の値上げについて市民に意見を聞いたことはあるんでしょうか。

○健康医療部理事（真田理江君）　お答えいたします。こういった審議会ですとか議会を通じていろいろ御説明を申し上げているところと認識しております。以上です。（私語する者あり）

○14番（武藤美津江君）　柏市が積極的に市民の声を聞いて保険料などに反映をさせるべきだと思います。ぜひ調査をお願いしたいと思います。次に、来年３月から1,042品目を対象のＯＴＣ類似薬について、一部費用を保険適用外として患者に負担増を押しつけようとしています。例えば風邪で発熱した場合、解熱鎮痛剤のロキソニンやたん、鼻詰まり解消のムコダインを処方されると窓口負担は３割の人が５割負担になります。必要かつ適切な医療は、基本的に保険診療によって確保するというのが医療保険の大原則です。医師が必要として処方する薬を市販薬があるからといって一部でも保険から外すということは道理がありません。国に対して撤回を求めるべきです。どうですか。

○健康医療部理事（真田理江君）　お答えいたします。ＯＴＣ類似薬に係る保険給付のお尋ねでございますが、医療保険制度における給付の在り方に関する事項となりますので、国の制度として設計されるものでございますので、その是非や制度の在り方に関する議論は制度設計者である国において実施されるものと認識しております。本市といたしましては、引き続き国の検討状況を注視してまいります。以上です。

○14番（武藤美津江君）　東京保険医協の「「一部保険外療養」創設により国民皆保険制度の根幹を脅かす健康保険法等改正法の成立に抗議します」という声明が2026年の６月８日に出されています。御紹介したいと思います。2026年５月29日、参議院本会議において健康保険法等の一部を改正する法律案が可決成立しました。当会は、国民皆保険制度の根幹を脅かす本法案の成立に強く抗議します。参議院の審議では、一部保険外療養の適用対象が薬剤に限定されるか薬剤以外の療養の給付全体に拡大されるかの法解釈が問題となりました。５月21日の参議院厚労委員会では、保険局長から一部保険外療養については法律第63条第２項第６号の規定ぶりだけを見ればＯＴＣ類似薬に限定されないように読めるとの答弁がありましたが、同26日の審議ではその立法目的、立法事実を答弁できませんでした。同28日にはこれまでの答弁を修正し、

規定の趣旨としては第63条第１項第２号に規定する薬剤のみを対象としたと述べ、一部保険外療養の対象を薬剤のみに限定する法解釈を示しました。しかし、最終的に法文そのものの修正は行われないまま法案が成立し、条文上は薬剤以外に拡大する余地を残しています。法解釈を変更したのであれば、法文も修正ないし削除すべきです。法案の成立により、2027年３月から77成分、約1,100品目の医療用医薬品について通常の自己負担とは別に薬剤費の４分の１が保険外となり、患者に追加負担が課せられます。昨年末の財務、厚労大臣の大臣折衝事項では、2027年度以降に対象範囲や負担割合を拡大していくことが明記されており、今後際限なく対象薬剤や負担割合が拡大していくことが懸念されます。政府は現役世代の保険料負担抑制を理由に法改正を推し進めてきましたが､保険料軽減効果は１人当たり月約33円にすぎません｡他方、薬剤費の４分の１が追加負担になった場合、保険料軽減効果は容易に打ち消されます。一部の患者に負担が集中し、受診抑制や服薬中断等による健康被害を招くおそれがあります。本改正は、薬剤の一部保険外療養の導入とその拡大が示唆されており、さらにその対象が薬剤以外の療養にも及ぶ可能性が条文上残されたことで国民皆保険制度の土台を崩すものと言わざるを得ません。国民皆保険制度は、経済的な心配をすることなく必要な医療を必要なときに受けられることを保障した制度であり、国民の健康を支える基盤となるものです。国民皆保険制度の根幹を脅かす本法案の成立に強く抗議しますというものです。この抗議文についてどのようにお考えですか。

○健康医療部理事（真田理江君）　お答えいたします。繰り返しにはなりますが、今のような様々な御意見、国において審議されていることと存じます。本市といたしましては、そういった国の検討状況は今後とも注視してまいります。以上です。

○14番（武藤美津江君）　国の動向を見てというか、国の言いなりというのではなくて、柏市としても市民の命を守るためにも、国民皆保険制度を守っていくためにも、ぜひ国に対して声を上げていってほしいと思います。

次に、生活保護について……もう時間がないんですね。すみません。

それでは最後に、市長に要望があるんですけれども、今回の豪雨災害についてなんですが、この支援制度の御案内というのを今回高柳の被害が多くあったところにポストインをされたと、600世帯の方にポストインされたということは本当に職員の皆さんの努力を評価いたしますけれども、それ以外の地域で被害に遭われた方の情報提供というのはどうされたのか。９月の１日に町会の回覧をするということでしたけれども、それでは遅過ぎるのではないでしょうか。また、事業者の方については、柏市の受付で相談しに行ったんだけれども、相談どこに行ったらいいのかということを聞いたら、分からないという、そういう答弁、そういう答えで、結局危機管理部とか、そういうところで罹災証明書の申請の仕方を教えてもらっただけだったということですので、事業者の方にも公平に支援ができるようにしていただきたいと思います。

○議長（坂巻重男君）　以上で武藤美津江さんの質疑並びに一般質問を終わります。

○議長（坂巻重男君）　以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は明９日、特に午前９時50分に繰り上げて開くことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後　３時５７分散会